

ポーランドとその隣人たち2

Polska i jej sąsiedzi—Część II

フォーラム・ポーランド2015年会議録
Forum Polska Konferencja 2015

監修
NPOフォーラム・ポーランド組織委員会

監修 特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会

編著 関口時正 田口雅弘 吉岡潤

協賛 ポーランド広報文化センター

Publikacja przygotowana przez Komitet Organizacyjny „FORUM POLSKA”

Redakcja: Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Jun Yoshioka

Sponsor: Instytut Polski w Tokio

目次

2015年会議プログラム	3
諸言 ツィリル・コザチェフスキ駐日ポーランド共和国大使（関口 時正 訳）	4
はじめに 吉岡 潤（NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会）	6
白石 和子（外務省 女性・人権人道兼北極担当特命全権大使、前駐リトアニア大使）「リトアニア・ポーランド関係史 —リトアニアからの視点—」	7
井出 匠（日本学術振興会特別研究員）「ポーランドの <i>naród</i> とスロヴァキアの <i>narod</i> —“貴族の共和国”のシヴィック・ネイションと“歴史なき民”のエスニック・ネイション—	13
越野 剛（北海道大学准教授）「ベラルーシの中のポーランド —バルシュチェフスキ、ミツキエヴィチ、ブルガーリン—	20
加藤 有子（名古屋外国語大学准教授）「ガリツィアの文化的複層性と連続性 —文化遺産保存と18世紀バロック彫刻家ピンゼルを手がかりに—	26
2015年度会議写真	46
執筆者紹介	49



2015年度 フォーラム・ポーランド会議
《ポーランドとその隣人たち》 シリーズ第二回

【日時】 2015年12月12日（土） 10:00～17:00
【会場】 青山学院アスタジオホール（渋谷区神宮前5-47）
【主催】 NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会
共催： ポーランド広報文化センター、青山学院大学
後援： 駐日ポーランド共和国大使館

- 10:00-10:20 開会の辞： ツィリル・コザチェフスキ（駐日ポーランド共和国大使）
はじめに： 総合司会・吉岡 潤（NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会）
- 10:20-11:10 白石 和子（しらいし かずこ） 外務省 女性・人権人道兼北極担当特命全権大使、前駐リトアニア大使「リトアニアから見たリトアニア・ポーランド関係」
- 11:20-12:10 井出 匠（いで たくみ） 早稲田大学助手「『スロヴァキア民族 *národ*』をめぐる問題——歴史の書かれ方・語られ方」
- 12:10-13:20 昼食
- 13:20-14:10 沼野 充義（ぬまの みつよし） 東京大学教授「＜ロシア人は好きだが、ロシアは好きじゃない＞——ポーランドとその巨大な隣国とのねじれた関係について（文学の例に基づいて）」
- 14:20-15:10 越野 剛（こしの ごう） 北海道大学准教授「ベラルーシの中のポーランド——作家ヤン・バルシュチェフスキを中心に」
- 15:10-15:40 ティータイム
- 15:40-16:30 加藤 有子（かとう ありこ） 名古屋外国語大学准教授「ガリツィアの文化的複層性——彫刻家ピンゼルを手がかりに」
- 16:30-17:00 おわりに： 田口 雅弘（NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会）
閉会の辞： マルタ・カルシ（ポーランド広報文化センター副所長）

緒言

ツイリル・コザチェフスキ駐日ポーランド共和国大使（関口時正 訳）



皆さん、こんにちは。ようこそお運び下さいました。今年もまた関口時正先生を始めとする皆さんが力を合わせて企画、開催された恒例の会議に、このように大勢お集まりいただき、本当に嬉しく思います。会議が始まる前にちょっと先生とお話しして気づきましたが、私が敬服してやまないこのフォーラムの会議には、私も日本で仕事を始めた当初から一度も「お休み」しておりませんでした。開会の辞を述べさせていただくこと、また時間がある場合には積極的に参加できること

は、私にとって常に大きな喜びであります。なぜなら、この会議ではいつも、ポーランドについて改めて深く考えさせるテーマが議論されるからです。今日も同じです。「ポーランドとその隣人たち」というテーマも、非常に多岐にわたる難しい問題です。とりわけここ日本から眺めるならば、ポーランドの歴史的命運と隣国環境は、欧州やアジアの他のどんな国に比べてもはるかにダイナミックに見えます。他ならぬこのパースペクティブから見たポーランドの近隣諸国との関係は、歴史や国際関係の研究者にとって魅力的な問題でありましょう。古来から今日まで隣国関係がポーランドの命運に及ぼしてきた影響を考えてみると、ポーランドは常に隣国関係の安定から利益を得、不安定からは不利益を被ってきたということが納得されます。ポーランドに国力のある時には、身近な国との密接な同盟が重要な役割を果たしました。しかしまた、歴史上何度か、私たちの独立が危機に瀕した時、直接接していない国との密接な同盟が私たちを守り切れなかったということもありました。「近くの隣人は、遠い親戚より大切だ」というポーランドのことわざも、そんなところから出来上がったのかもしれませんが。そうした意味で、今日の非常に良い協力関係の例としてヴィシエグラード4か国あるいはリトアニアや他のバルト諸国、つまりラトヴィア、エストニアとの関係があります。この協力関係は良好でうまく機能していますが、その一つの理由は、これらの国々がポーランドに隣接する地域に集中していて、自国が置かれた外的条件や政治経済状況に関する理解が私たちポーランド人の理解とよく似ているからです。その共通理解こそが連帯の基礎をなしているのですが、私たちの活動や私たちの意識を規定するもう一つの特徴として、東ヨーロッパとのスラヴ的紐帯と西ヨーロッパの影響とのはざまにあるがゆえの分裂ということがあります。

こうしたいくつかの要因を挙げるだけでも、一度のセミナーでポーランドの近隣関係の特徴を完璧に把握することがいかに難しいか、おわかりいただけるでしょう。従って、今日のテーマがかつて会議の続編だということも、フォーラムの論題が的確に選ばれているということの証左でもあるのです。こうした困難な探求を続ける中からこそ、最良の議論が生まれ得るのです。これまで数々のテーマを追求する中で企画者の皆さんが発揮されてきた感覚の鋭さ、そして議論の高い水準に対して敬意を表します。この会議がこれまでと同じような形式で継続され、いよいよ多くの発見と新しい認識をもたらされるよう、願っております。実は、フォーラムのことが話題に上るたびに、私はこれまでの自身が参加してきた経験を踏まえ、フォーラム参加者の皆さんのことをポーランド精神の探究者とひとそかにお呼びしておりますこと、今日ここに打ち明けたいと思います。

皆さん、本当にありがとうございます。先生、ありがとうございます。

Przemówienie powitalne

Cyril Kozaczewski

Dzień dobry Państwu, witam Państwa serdecznie, Ogromnie się cieszę, że tak licznie przybyli Państwo na kolejne spotkanie Forum, zorganizowane z inicjatywy i siłami przede wszystkim Pana Profesora Tokimasy Sekiguchi. Rozmawialiśmy chwilę z Panem Profesorem tuż przed dzisiejszą konferencją i zdałem sobie sprawę, że nie opuściłem od początku swojej pracy w Japonii żadnego z tak cenionych przeze mnie spotkań Forum. Zawsze ogromnie się cieszę, mogąc otwierać lub jeśli czas pozwala, aktywnie uczestniczyć w Forum, ponieważ tematy tych spotkań zmuszają zawsze do bardzo głębokiej refleksji na tematy polskie. Nie inaczej jest i dziś. Temat "Polska i jej sąsiedzi" jest kolejnym trudnym, bo bardzo obszernym zagadnieniem. Szczególnie stąd, z perspektywy Japonii losy i sąsiedztwo Polski, wydają się daleko bardziej dynamiczne, aniżeli jakiegokolwiek innego kraju w Europie lub w Azji. Patrząc na temat sąsiedztwa z tej właśnie perspektywy, jest to fascynujące zagadnienie dla badaczy historii oraz relacji międzynarodowych. Jeśli zastanowić się nad wpływem sąsiedzkich krajów na losy Polski w przekroju jej dziejów, można skonstatować, że Polska zawsze była beneficjentem stabilnego sąsiedztwa i ofiarą jego niestabilności. W momentach potęgi Polski istotną rolę odgrywały bardzo bliskie sojusze, choć zdarzało nam się też w historii, że bliskie sojusze z krajami, z którymi nie sąsiadowaliśmy bezpośrednio, nie zdołały nas obronić przed utratą niepodległości. Stąd być może ukuło się w Polsce powiedzenie, że bliscy sąsiedzi są więcej warci niż dalecy krewni. Dzisiaj takim przykładem bardzo dobrej współpracy jest współpraca wyszehradzka, a także współpraca z Litwą i z pozostałymi krajami bałtyckimi: z Łotwą i Estonią. Jest dobra i skuteczna, ponieważ kraje skupione w sąsiedztwie Polski mają bardzo podobne zrozumienie dla uwarunkowań zewnętrznych i okoliczności polityczno-gospodarczych w jakich się znajdujemy. Choć jest to właśnie nasza podstawowa więź, inną cechą, która określa nasze działania i naszą świadomość, jest rozdarcie między wpływami zachodnioeuropejskimi a więzią słowiańską z Europą Wschodnią.

Po przedstawieniu tych kilku parametrów widać, jak trudno jest podczas jednego seminarium scharakteryzować najpełniej jak to możliwe sąsiedztwo Polski. Dlatego też twierdzą jednak, że to po raz kolejny bardzo trafnie zdefiniowany temat dyskusji Forum. Właśnie z takich bowiem, trudnych poszukiwań, może wyłonić się najlepsza dyskusja. Gratuluję organizatorom dotychczasowego wyczucia w odnajdywaniu nowych tematów i bardzo wysokiego poziomu debaty. Chciałbym, żeby te spotkania jak dotychczas w tej formule, przynosiły jak najwięcej korzyści poznawczych i odkrywczych. Przyznam po doświadczeniach z udziału w dotychczasowych konferencjach, że Państwa, którzy bierzecie udział w Forum, nazywam w rozmowach na temat tych spotkań, japońskimi poszukiwaczami polskiej duszy.

Dziękuję Państwu bardzo, dziękuję Panie Profesorze.

はじめに

吉岡 潤(NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会)



国家の消滅と復活、度重なる国境線の移動とそれに伴う住民構成の変化——ポーランドほど「国のかたち」を転変させてきた国はない。ポーランドとその隣人たちとの関係も、そのときどきの「国のかたち」によって大きく変化してきた。現在、ポーランドと陸の国境線を隔てて隣接する国家は7つにもものぼる。これほどまでに多様な「隣人」と接しているポーランドは、多種多様な国民がひしめくヨーロッパにおいても際だった存在である。

そうしたポーランドのかたち・あり方について、また《ポーランドと非ポーランド》の境界について、外部との重なりや他者の視点を重視した形で考えてみたい——こうした構想のもと、2011年度のフォーラム・ポーランド会議で「ポーランドとその隣人たち」というシリーズが始まった。シリーズ第1回では、国境線、移民、文学、言語、信仰、歴史、政治思想などに焦点をあてながら、地域に関する現在の分類でいえばドイツ、リトアニア、ウクライナ、チェコとポーランドとのかかわりを考察した（NPOフォーラム・ポーランド組織委員会監修『ポーランドとその隣人たち1——フォーラム・ポーランド2011年会議録』ふくろう出版、2012年）。

本書は、「ポーランドとその隣人たち」のシリーズ第2回として開催された、フォーラム・ポーランド2015年会議の報告集である。本会議では、政治・外交、文化・文学、思想・美術、歴史・民族などの観点から、地域でいえばリトアニア、ベラルーシ、ウクライナ、スロヴァキア、そしてロシアとポーランドの関わりについての考察がなされた。シリーズ第1回に続き興味深い報告がならび、白熱した議論が展開された。

今回取り上げた国々や人々は、ポーランドと愛憎相半ばさせつつ歴史を濃密に共有してきた隣人である。あるいはポーランド人と同じくスラヴ民族に属す隣人であるなど、ポーランドにとっては歴史的・心理的に外部のようで外部でなく、また内部のようで内部でない、実に存在感のある隣人たちであると言えよう。日本では必ずしもなじみのない、これらポーランドの東方の隣人たちをテーマとした諸論考を通じて、ふだんと違う角度からポーランドを眺めてみることができるだろう。

最後になったが、フォーラム・ポーランド2015年会議の共催者として協力いただいたポーランド広報文化センターのミロスワフ・ブワシチャック所長、会場の手配で尽力いただいた青山学院大学の割田聖史氏、そして何より、毎年の会議をあたたく後援くださり、今回も緒言をいただいたツィリル・コザチェフスキ駐日ポーランド共和国大使に厚く御礼申し上げます。

リトアニア・ポーランド関係史

—リトアニアからの視点—

白石 和子（外務省 女性・人権人道兼北極担当特命全権大使、
前駐リトアニア大使）



1. 序

1975年にポーランドに留学し、ポーランド史を学ぶ中で、14世紀から18世紀末までの「ポーランド」と呼ばれた国家は狭義のポーランド王国だけではなく、リトアニアとの連合国家全体を指していたにもかかわらず、それに留意することはほとんど無かった。2012年リトアニア大使に就き、3年4ヶ月務めた。その間、ポーランドで学んだ「ポーランド」史は、ポーランド・リトアニア連合国家の歴史であったことをあらゆる局面で思いかえすことになった。リトアニアから見たポーランド・リトアニア史を包括的に学びたいと考えていたところ、ようやく、2013年リトアニア外務省委託事業でアルフォンサス・エイディタス他3名の学者が執筆した「リトアニアの歴史」が刊行された。その書籍に記された見方を中心に、リトアニアから見たリトアニア・ポーランド関係史について述べることにしたい。

2. リトアニア国家の成立

国家の成立は、1253年7月6日、ミンダウガスがリヴォニア騎士団から先例を受け、教皇から戴冠を認められ「国王」に就いたときとされている。リトアニア史の中で「王」はこのミンダウガスのみであった。ミンダウガスは洗礼を受けたものの、リトアニアは多神教の国であり続けた。その多神教時代の最重要支配者が1316年から41年まで大公についたゲディミナスで、国力を強化し、領土を拡張した。1345年にアルギルダス大公が即位したときには、その領土は、バルト海から黒海まで達した。広大な領土を支配したものの、このリトアニアは二層国家で、民族的な異教徒（多神教）と正教徒が居住するより広い地域に分かれており、常にチュートン騎士団の脅威にさらされていた。

3. リトアニア大公ヨガイラ、ポーランド王になる

1385年、リトアニア大公のヨガイラ（ポーランド名ヤギェウオ）はクレヴォの合同でポーランド王になった。この合同の条件はリトアニアがキリスト教を受容することで、これは、異教徒であったリトアニアが欧州化することを意味した。リトアニアがキリスト教を受容したことで、法王は、チュートン騎士団に対しリトアニアとの戦いを禁止した。クレヴォの合同によりリトアニアとポーランドは同じ君主の下に国家を形成することとなったものの、ポーランドとリトアニアの解釈は異なっていた。クレヴォの合同では「リトアニアのポーランドへのapplicare」の条文は、今日までポーランドとリトアニアとの間で議論になっている。ポーランドにとっては併合であり、リトアニアに対し、ポーランドはその履

行を求め続けることになった。他方、ヨガイラとその継承者たちは、誓約は単なる方便で、全く履行する気は無かった。なぜならば、ポーランドの国王は評議会や議会に束縛される君主である一方、リトアニア大公は国家の意志を体現し、かつ世襲制であったからであった。ヨガイラは、リトアニア大公の権利である世襲制を放棄しなかったのであるから、リトアニアは国家を失わずにポーランド王ヨガイラの臣下に入ったと解釈した。事実、ヤギェウオは、従兄弟のヴィタウタスがリトアニア大公に就くのを認めたのをはじめとして、その後も、ポーランド国王とリトアニア大公が異なることが一度ならずあった。

4. 王冠を待つヴィタウタス

(1) グルンヴァルトの戦い

チュートン騎士団は、リトアニアへの戦いを禁じられたものの、リトアニアにとって脅威であることに変わり無く、ヴィタウタス大公は、チュートン騎士団との共同の戦いをヤギェウオ国王に申し出た。ヤン・マテイコの描いた「グルンヴァルトの戦い」で中央には、両手を掲げて士気を鼓舞するヴィタウタスが、やや離れた左には、チュートン騎士団の白馬に乗ったフォン・ユンギンゲンが二人の兵士の槍でまさに倒される瞬間が描かれ、右上の端の小高い丘にヤギェウオ国王が小さく描かれている。このマテイコの絵は、独立後、1999年リトアニアに貸し出された。リトアニアとポーランドの地政学的地位を変えたこのグルンヴァルトの戦いにおける勝利の最大の貢献者であるヴィタウタスを称えるこの絵画は、リトアニアが独立後の1999年になった初めてリトアニアに貸し出された。この絵は、リトアニア人の自尊心を満足させた一方で、小高い丘に立つヤギェウオがあたかもこの合戦を指揮し、ヴィタウタスは、ポーランド、チェコの貴族とともに戦う戦士のように扱われているとの声もあった。事実、キェニエーヴィッチ編のポーランド史では「ヴワディスワフ（ヤギェウオ）国王に率いられたポーランドとリトアニア両軍は、一日の激しい戦闘の末にチュートン騎士団を撃破」と書いてあり、ポーランドから見れば、この戦いはヤギェウオ国王が率いたもので、ヴワディスワフ大公は、最大の貢献者に過ぎないことが見て取れる。リトアニアから見れば、戦いを洩り、交渉で和平に持ち込もうとするヤギェウオを説得し、戦術で、両軍を率いたのはヴワディスワフ大公であった。

リトアニアのトラカイ城に飾られているグルンヴァルトの戦い「天罰の日」と題された絵は、さらに、ヴィタウタスを神聖化している。「250年間、異端としてリトアニアを攻め続けてきた者に天罰が下った」、ヴィタウタス大公は聖母マリアの加護を得た神聖な支配者であり、テュレンヌ元帥（17世紀、仏）、サヴォワ公オリゲン（18世紀、オーストリア）、フリードリッヒ2世（18世紀、プロシア）と並ぶ軍事的指導者であり、アレクサンダー、ジュリアス・シーザーと並ぶ戦士であるとリトアニアでは評価されている。

(2) ヴィタウタスの「戴冠」

グルンヴァルトでともに戦い、共通の敵を打ち負かしたポーランドとリトアニアの結びつきは強固になったというのが、自分が学んだ「ポーランド史」であった。しかしながら、リトアニアから見れば、そのような両国関係の評価はかなり異なっている。

グルンヴァルトでの戦いの勝利は、ヴィタウタスに自信を与え、リトアニアを欧州各国と同じレベルの国家にしたいと強く願うようになった。1427年には、モスクワにも進軍し、ヴァシリーII世を助け、ポーランドの後ろ盾が無くとも、ロシアを助けることができることを示した。ヴィタウタス大公には、欧州と同じレベルの国家になるには、「王冠だけが欠けている」との思いが強まり、この思いを受けてルクセンブルグのシギスムンドI世が声をかけて、1429年1月9日から29日まで欧州会議がルーツィク（Lutsk。現北西ウクライナ）で開かれた。ポーランド、リトアニアを含む10カ国の代表が参集したこの会議で、リトアニアの君主制の樹立がヤギェウオ国王を含めた出席者で承認されたものの、帰国したヤギェウオは、聖俗諸侯によりこの同意を批判され、撤回を余儀なくされた。ヤギェウオは、その

後、再度承認を与えるも、1430年10月27日ヴィタウタスは死亡し、王位に就くことは無かった。トラカイ城に掲げられているもう一つの絵に「王冠を待つヴィタウタス」がある。左側に赤いマントを着たヴィタウタスが立ち、その背後には、ヴィタウタス側に傾いている聖母マリア。テーブルの右側は、ポーランド王冠をかぶったヤギェウオとポーランド貴族が談義をしており、その下には、マントに王冠を隠し、盗み出そうとしているズビニエフ・オレシンスキ枢機卿が描かれている。

(3) ポーランドとリトアニアの緊張関係

ヴィタウタスの死後もポーランドとリトアニアの緊張した関係は改善されなかった。ポーランドは北方と南方外交に、リトアニアは東方外交に力を注いでいた中で、ルーシ南部のブドレンとヴォウインの領有を巡る紛争が両国関係を悪化させた。同君連合についても、1440年カジミエシュ（ヤギェウオの息子）が世襲制のリトアニアの大公だったが、ポーランド王は、もう一人のヤギェウオの息子ヴワディスワフIII世が1434年に就いており、同君連合も再び途絶えている。さらに、1492年、ヤギェウオの孫、ヤン・オルブライトがポーランド国王に、もう一人の孫アレクサンデルがリトアニア大公に就いた。1501年、アレクサンデルがポーランド国王に就き、クレヴォの合同で約した同君連合によりやく戻った。

5. ルブリンの合同

(1) RepublicかCommonwealthか？

ルブリンの合同の結果、ポーランドとリトアニアは、Rzeczpospolitaになったとポーランド語で学んだ。ポーランドでは、このRzeczpospolitaは、Republicと訳され、また、Norman Davisをはじめとする英語を母国語とする歴史学者も、The Polish-Lithuanian Republicと表記している。しかしながら、リトアニアでは、英訳はCommonwealthである。この語にこそ、リトアニアにとってのルブリンの合同の解釈が強く示されている。

(2) 二つの国家の同等な合同か、ポーランドのリトアニア併合か

1569年2月に開始された交渉は、同等な合同か、併合か最も基本的な点で合意が成立せず、交渉が決裂している。これに怒ったジグムントII世アウグストは、リトアニア大公国の領土の半分をポーランド王国の帰属させることを強行した。帰属させられた地域の貴族は、表だって反発しなかった。リトアニア側で交渉の責任を有していたヒエロンモヴィッチ・ホトキエヴィッチ長老は、「国」の存亡をかけて、ポーランドと結ぶべきか、ロシアと結ぶべきかのジレンマに陥った。苦渋の決断がポーランドと結ぶことで、1569年6月29日ルブリンで合同が成立した。合同の文書には、ポーランドのシール（国章）のみが用いられ、リトアニアのシールは使われなかった。この意味するところは、ポーランドにとっては、ポーランドへのリトアニアの併合であり、リトアニアにとっては、リトアニア国家の可能性を残すことにあった。ポーランド王の決定もリトアニア内では、リトアニアの国章なしには効力が生じないこととされた。主権と国会（セイム）は一つでも、財政、郡、裁判所、法制度は別とされた。

(3) ポーランド化の進展

ルブリンの合同で、リトアニア国家の維持を残す努力をしたにもかかわらず、法的・政治的な状況の変化は、リトアニアの言語的、文化的ポーランド化に拍車をかけた。これまで用いられていたルテニア語、ラテン語、リトアニア語が公的な生活でポーランド語に取って代わられた。そのような状況を伝えているのが1615年ラジヴィウ家の一人が書いた手紙はこう書いている。「私はリトアニア人に生まれ、リトアニア人として死ぬ。我々は祖国でポーランド語を使わなければならない」

6. 5月3日憲法付則—ルブリンの合同は同等な合同であるとの確認

ポーランドの5月3日憲法は、世界でも米国に次いで2番目、欧州では最初の憲法としてポーランドでは誇りにしている。しかしながら、その憲法に付則があることはあまり知られていない。憲法が採択された5ヶ月後の1791年10月20日に採択された「両国民の相互保証」付則である。軍事委員会、財政委員会はポーランドとリトアニア同数の委員で、委員長は交互に選ばれることとされた。リトアニア側は、これをルブリンの合同原則（リトアニアは三州の一つで代表権は3分の1）を上回ると評価し、リトアニア復活、即ち、同等な合同の確認であると解釈した。さらに、憲法はリトアニア語に翻訳され、この憲法がリトアニア語で書かれた最初の法文書となった。

7. 民族的なリトアニア国民の復活

1795年の三国分割によりポーランド東部及びリトアニアは、ロシア帝国の支配下となった。その中で、ポーランド、リトアニア共にRzeczpospolitaをポーランドと同一視するようになり、11月蜂起も、1月蜂起も、ポーランド、リトアニア両貴族共に立ち上がった。ビリニュス大学はポーランド文化、ポーランド言語の中心の一つとなった。

その1月蜂起の20年後、1883年、リトアニア語の季刊紙「アウシュラ（夜明け）」が初めて発行された。この季刊紙は、民族的なリトアニア国民復活の始まりであった。ポーランド語を話すエリートでは無く、リトアニア語を話す農民がリトアニアを体現するようになった。さらに、1893年、クラジェイの虐殺（コサックがクラジェイ村に侵入し、村人を虐殺し女性を犯した事件）に対しては、法律家がクラジェイの村人を守るために立ち上がった。

1900年にはパリの万博にリトアニアとして初めて参加し、1905年の「血の日曜日事件」に連帯するストライキでは、リトアニア人会議が招集され、リトアニアの政治的自治を要求した。このように、19世紀末から20世紀初めに欠けて、リトアニアでは、民族意識が復活し、「ポーランド」を離れ、リトアニア、リトアニア人として行動することが顕著になってきた。このような傾向をポーランド側は、分断により「ポーランド」を弱体化しようとするロシア皇帝の策略であると受け止めていた。後年では、ドイツの台頭に伴い、リトアニアの民族的な行動は、ドイツの陰謀であるともポーランド内では言われるようになった。

8. 独立とビリニュス問題

第一次世界大戦下、東部戦線でドイツが優位に展開する中、1918年2月16日、リトアニア評議会は、独立宣言を発出した。ドイツとソ連との間のブレスト・リテフスク条約により、リトアニアの支配権はドイツにあったが、第一次世界大戦の終結により権限がリトアニア臨時政府に移った。歴史書の中には、「バルト三国は、ヴェルサイユ条約により建国された」と記述されるものがあるところ、パリの講和会議では、リトアニアは会議の出席を認められず、会議ではポーランドが参加し、リトアニアをポーランドの一部として維持することを主張し、これを仏も支持した。ポーランドの東部国境は、ヴェルサイユ条約では、追って確定するとされ、ヴェルサイユ条約では、リトアニアの独立は決着していない。

ヴェルサイユ条約が署名される1919年6月28日に先立ち、4月4日、リトアニア評議会はスメトナを初代大統領に選出すると共に、6,000人の軍隊を組織した。夏には、その軍隊が、リトアニア国内に残っていたロシアとドイツの混成軍Bermondianを駆逐した。他方で、ポーランドの東部国境については、1920年夏、ポーランドが「ヴィスワ川の奇跡」で赤軍を破り、和平交渉が開始される中、10月7日リトアニアは、ポーランドと休戦協定を結び、軍事境界線に合意した。ビリニュスは、リトアニアの境界線の中にあつた。その2日後の10月9日、ジェリゴフスキ将軍がビリニュスに進軍し、「中央リトアニア」建国宣言を行った。ポ

ーランド側は、「ビリニウスは、ポーランド軍により占領されたのではなく、ポーランド政府の指示に従わないジュリゴフスキによるビリニウスからのリトアニア人とベラルーシ人による占拠」であると主張した。リトアニアにとっては、「ピウスツキの裏切り計画」以外の何物でも無かった。1921年3月8日ポーランドとソ連の国境を画定するリガ条約が締結され、ビリニウスはポーランド領土とされた。リトアニアは、このリガ条約を認めず、1923年3月ポーランドとの国境を閉鎖した。1920年から1938年までリトアニアはポーランドとの間で戦争状態にあり、両国関係の中で最悪の状態にあった。

9. ソ連からの独立以降のポーランド・リトアニア関係

1990年以降のポーランド・リトアニア関係には、ビリニウス問題とポーランド系少数民族の動き及び対応が影響を与えた。

(1) 対立から最良の関係へ

1990年3月11日、リトアニアが独立宣言を発出すると、ソ連はポーランド系（ビリニウス地域（ビリニウス市を含まない、ビリニウス郊外）63.8%、シャルチニンカイ79.8%）を動員し、独立を妨害した。ソ連は、リトアニアに対し、禁輸を実施したが、ビリニウス地域とシャルチニンカイを禁輸の例外とした。ポーランド系は、KGBと協力しつつ、両地域の自治を求めた。1991年8月26日、ポーランド政府は、リトアニア独立を承認したものの、両地域の扱いを巡り、意見が対立した。また、リトアニア側は、ポーランドに対し、ビリニウス占拠、併合に対する正式の謝罪を要求し、両国関係は、良好では無かった。その中で、スクビシェフスキ・ポーランド外相は、「過去では無く、未来について考えよう。ポーランドは領土を主張しない。第二のジュリゴフスキ将軍は存在しない」と粘り強く、リトアニアの警戒心を和らげていった。1994年、ワレサ・ポーランド大統領とブラザウスカス・リトアニア大統領との間で、友好善隣協定が署名された。

以後、両国関係は改善し、最高レベルで頻繁な相互訪問が繰り返され、大統領、政府、議会のレベルでの合同機構も成立した。1997年ブラザウスカス大統領は、ポーランド訪問時に、「リトアニア・ポーランド関係は最良」と発言し、2000年ランズベルギス元国会評議会議長は、ハーバード大学における講演で、「ルブリンの合同は、リトアニアとポーランドのプラグマティズムの例」と述べた。ランズベルギスの発言は、リトアニアの民族意識の高揚が始まった1880年代から1990年代まで、ルブリンの合同は「リトアニア国家の墓石」と評価していたリトアニアが、アイデンティティに確信を持つことができた証左であると評価できよう。

(2) 少数民族問題

リトアニアのNATO、EU加盟は、ポーランドの安全保障に重大な影響があり、2004年にリトアニアが加盟を果たすまでは、ポーランドはリトアニアの後ろ盾となり、外交上も良好な関係が続いた。1997年のクファシニエフスキ大統領のリトアニア訪問以降、大統領、首相、外相会談の議題にはポーランド系少数民族問題が常に挙げられていたものの、二国間会談も頻繁に行われていた。ポーランド・リトアニア両国とも、メディアがいかに報じようとも外交関係は良好であると強調することは続けている。しかしながら、シコルスキ外相がその任期（2007年11月16日から2014年9月22日）の間、国際会議への出席を除き、二国間の枠組みで一度もリトアニアを訪問しなかったことは事実であり、その背景には、シコルスキ外相が、在外ポーランド人担当の外務次官（1998年から2001年）として、リトアニアを訪問し、1994年の友好善隣協定でリトアニア側が約した少数民族の言語の発音通りの氏名表記等の実施を要求したものの、これがその後も実現していない状況に対するリトアニアに対する不満があるのでは無いかと言われている。2014年ポーランド外相は代わり、2015年は政権も代わったが、1990年代後半から2000年代前半にかけての緊密な関係に

は戻っていない。

参考文献

- Alfonas Eidintas, Alfredas Bumblausjkas, Antanas Kulakauska, *The History of Lithuania*, Mindaugas TAMOSAITIS, "Eigrimas", 2013.
- Norman Davies, *GOD'S PLAYGROUND A History of Poland*, Oxford University Press, 1981.
- Marcelli Kosman, *HISTORIA dla klasy VI*, Wydawnictwa Szkolne I Pedagogiczne, 1975.
- Jerzy Skowronek, *HISTORIA dla klasy VII*, Wydawnictwa Szkolne I Pedagogiczne, 1975.
- Timothy Snyder, *The Reconstruction of Nations*, Yale University Press, 2003.
- Andrzej Leszek Szczesniak, *HISTORIA dla klasy VIII*, Wydawnictwa Szkolne i Pedagogiczne, 1975.
- 伊藤孝之、井内敏夫、中井和夫編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、1998年。
- アンドレス・カセカンブ（小森宏美、重松尚訳）『バルト三国の歴史』明石書店、2014年。
- ステファン・キェニェヴィチ編（加藤一夫、水島孝生訳）『ポーランド史』恒文社、1986年。
- 白木太一『1791年5月3日憲法』東洋書店、2013年、pp.25-26。

図録

Bitwa pod Glunwaldem（グルンヴァルドの戦い）, Jan Matejko, 1875-1878/
Vytautas, lauiantis karunos（王冠を待つヴィタウタス）, Giedrius KAZIMIERENAS, 2013/
Zargiris Dies irae(Rustybes diena)(グルンヴァルド 神罰の日), Giedrius KAZIMIERENAS
2013/

ポーランドの*naród*とスロヴァキアの*národ*

—“貴族の共和国”のシヴィック・ネイションと

“歴史なき民”のエスニック・ネイション—

井出 匠（日本学術振興会特別研究員）



1. はじめに

ポーランドの南側に位置するスロヴァキア共和国は、かつて存在したチェコスロヴァキアが、1993年にチェコとスロヴァキアに分離・独立して誕生した。面積は約5万平方キロメートル（ポーランドの約6分の1）、人口は約540万人（ポーランドの約7分の1）であり、ポーランドと比べてかなり小さな国である。民族別の人口統計によれば、国民の大部分をスロヴァキア人（80.6%）が占めているが、南部

のハンガリーとの国境地帯に多く居住するハンガリー（マジャル）人（8.5%）や、ロマ人（2.0%）等のマイノリティが存在する。国家公用語は、チェコ語やポーランド語と同じ西スラヴ語群に属するスロヴァキア語であるが、それ以外に言語系統のまったく異なる言葉であるハンガリー（マジャル）語も、ハンガリー系住民の多い南部地方で多く使用されている。宗教について言えば、ローマ・カトリックが約7割を占め、プロテスタント（約7%）がそれに続く。スロヴァキアは、ポーランドと同じ2004年にEUに加盟した。1989年の体制転換後、スロヴァキア経済を牽引してきたのは自動車産業であった。現在では、フォルクスワーゲン、プジョー、そして韓国の起亜といった世界的自動車メーカーおよびそのサプライヤーがスロヴァキア国内に生産拠点を置いており、国民100人あたりの自動車生産台数は世界第1位の約18台である。このほか、近年では電子機器の生産も盛んとなっている。

このように現在のスロヴァキアは、かつての社会主義体制から20世紀末以降に市場経済への移行を経験し、またEUの東方拡大の結果、統合されつつあるヨーロッパへの新規加入を果たした中欧（旧東欧）の中堅国家として、ポーランドと共通する点が少なくないように思われる。げんに両国は、チェコ、ハンガリーとともにヴィシエグラード4か国（V4）と称する地域協力機構を形成し、経済や安全保障、文化・学術交流などの分野で協調体制を築いている。しかしながら、この二つの国の歴史的な成り立ちに目を向けると、そこには非常に大きな違いが見えてくる。本講演ではこの点について、両国の憲法前文にある*naród*（ポーランド語）／*národ*（スロヴァキア語）——英語でネイション、日本語で国民または民族と訳される——という言葉のニュアンスの違いに着目することによって、比較検証してみたい。

2. 憲法における*naród* と *národ*—ポーランド共和国憲法（1997）とスロヴァキア共和国憲法（1992）の比較

まず、両国の現行憲法前文にある*naród*／*národ*の意味するところを、それぞれ考えてみたい。1997年に制定された現在のポーランド共和国憲法の前文には、以下の文言がある。

我々ポーランド・ネイションNaród Polski、すなわち共和国のすべての市民wszyscy obywatele Rzeczypospolitejは、(...) 共通善としてのポーランドにたいする権利と義務において平等であり、(...) 第一共和国および第二共和国の最良の伝統を想起しつつ、(...) 自由および正義の尊重、諸権力の協働、社会的対話、そして市民の力とその共同体の強化における補完性原理に基づく国家の基本法として、ここにポーランド共和国憲法を制定する。(出典：<http://www.sejm.gov.pl/prawo/konst/polski/kon1.htm> 太字・下線は井出)

ここでは、ポーランド・ネイションは「ポーランド共和国市民」と同質のもののみなされている。ここから、ポーランドの憲法前文におけるネイションは、法の下での平等原則にもとづき、政治参画など公共の事柄に関して同等の権利と義務を有する人々の集合体であることが分かる。ネイションについてのこうした理解は、シヴィック（市民的）・ネイション理念と呼ばれる。

次に、スロヴァキアの憲法におけるネイション理念を見てみよう。独立に先立って1992年に制定されたスロヴァキア共和国憲法の前文には、以下のように書かれている。

我々スロヴァキア・ネイションnárod slovenskýは、(...) ネイションの存立と我々自身の国家的自立をめぐる数世紀にわたる闘争の経験を想起しつつ、(...) 大モラヴィア帝国の歴史的遺産の精神において、ネイションの自然的権利である自決から出発しつつ、スロヴァキア共和国内に居住するナショナル・マイノリティおよびエスニック・グループとともに、(...) すなわち、**我々スロヴァキア共和国市民** občania Slovenskej republikyは、我々の代表を通じて以下の憲法を採択する。(出典：<http://archiv.vlada.gov.sk/old.uv/indexa881.html?ID=8576> 太字・下線は井出)

ここで注目すべきは、「スロヴァキア共和国内に居住するナショナル・マイノリティおよびエスニック・グループ」が、スロヴァキア・ネイションとは別個の存在として並置されている点である。前者は後者に含まれないものとして扱われており、両者を包摂するカテゴリーとして、「スロヴァキア共和国市民」という概念が用いられているのである。このことから、スロヴァキアの憲法前文においては、ポーランドのケースと異なり、スロヴァキア・ネイションと「スロヴァキア共和国市民」は必ずしも同義とはみなされていない点が窺える。そして、ここでのネイションに含まれない存在として、エスニックなマイノリティ、すなわちハンガリー人などの言語的少数派を意味するカテゴリーが設けられていることから、スロヴァキア・ネイションもまた、言語的な基準にもとづくカテゴリーであることが分かる。このようなネイション観は、エスニック・ネイション理念と呼ばれる。

それではなぜ、このようなネイション観の相違が生まれたのだろうか。理由の一つとして考えられるのは、社会的要因、すなわち今日における言語的マイノリティの有無である。ポーランドは、第二次世界大戦後の国境変更・住民移動の結果、ポーランド人が国民の95%近くを占めるようになり、言語的にはほぼ同質の国家となった。これにたいしてスロヴァキアは、上述のようにスロヴァキア人が8割強を占めるものの、有力な言語的マイノリティとしてハンガリー人が存在する。こうした現状が、両国の憲法前文におけるネイション理念の相違に反映されているとも言える。すなわち、ポーランドの場合、国内の言語的マイノリティがごく少数しか存在しないので、ポーランド・ネイションとポーランド共和国市民が同じもののみなされ、そこにエスニック（言語的）な要素が入り込む余地はない。一方、スロヴァキアには一定の割合で言語的マイノリティが存在するので、スロヴァキア・ネイションを「スロヴァキア共和国市民」と同義とはせず、そこにエスニックな要素を注入させたものとも考えられる。

しかし、異なるネイション観の背景としてより重要であると考えられるのは、歴史的要因——ネイション理念形成の歴史的経緯における相違である。ごく簡単に言えば、ポーラ

ンドの場合はいわゆるシュラフタ共和制（“貴族の共和国”）がシヴィック・ネイションの原型としての役割を担ったのにたいし、長らく固有の国家・政体を持たないいわゆる“歴史的なき民”であったスロヴァキアのネイション形成は、エスニックな要素を基盤とするものとなった、ということになる。以下では、この双方のケースについて、やや詳細に見ていきたい。

3. ポーランド史におけるネイションnaród

上に述べたように、ポーランドにおいては、ネイション形成の前提としてのシュラフタ（貴族）共和政というものの存在が非常に重要となる。シュラフタというのは、ポーランド王国の貴族階級で、14～15世紀に形成され、人口の1割弱を占めていた。その構成員は、大領主から小地主、土地なし貴族に至るまで多様であったが、法的には全員が平等であるとされていた。15世紀以降になると、身分制議会および国王選挙を通じて、とくに中流シュラフタが台頭してくる。かれらは、王権との協力関係のもと、大貴族の専横を排し、やがて国家政治の中核を担うようになった。これが、のちにシュラフタ共和政と呼ばれるようになる体制である。とりわけ、1572年に全シュラフタによる国王自由選挙制が導入されたことにより、シュラフタ共和制のシヴィック・ネイション——法の下の平等原則に基づき、政治参画の権利と義務を有する“貴族の共和国”としての性格が強まることとなった。ただしこのネイションは、あくまでシュラフタに限定された、すなわち農民などの非特権階級を排除した、階層限定的なものであった点、注意を要する。

シュラフタ共和制におけるポーランド・ネイションは、このように階層的観点からは限定的であったが、エスニックな観点からは、逆に包摂的な傾向を有していた。とくにこの傾向を促進したのが、ポーランド-リトアニア共和国の成立による多民族国家化であった。1569年、いわゆるルブリン合同によりポーランド王国とリトアニア大公国が制度的に合同し、ポーランド-リトアニア共和国が成立した。これが、先に見た現ポーランド憲法前文において言及されている「第一共和国」である。その領域内には、ポーランド人のほかにルテニア人、リトアニア人、ドイツ人、ユダヤ人などの諸民族、またローマ・カトリックのほかにプロテスタント、東方正教会、ユニエイト、ユダヤ教などの諸宗派が存在し、多民族・多宗教国家の性格が強かった。ただし、ポーランド-リトアニア共和国のシュラフタは、その出身地域（ポーランド、リトアニア、ルテニア）にかかわらず、統一身分としての政治的ポーランド・ネイション *natione Polni* を構成していた。このことから、やがて「生まれはルテニア人、ネイションとしてはポーランド人 *gente Rutheni, natione Poloni*」あるいは「生まれはリトアニア人、ネイションとしてはポーランド人 *gente Lituani, natione Poloni*」というラテン語の言い回しが登場することになった。

以上に見たような、階層的には限定的、エスニック的には包摂的なポーランド・ネイションの性格は、やがて時代が下るにつれ変質していくことになる。シュラフタ共和政は、17～18世紀にかけて、下層貴族を従属させた大貴族の専横、中流貴族の政治的弱体化により形骸化していった。その一方で、リトアニアやルテニアのシュラフタは次第に文化的にポーランド化していき、さらにシュラフタは古代の騎馬民族サルマティア人の後裔であるとする同一起源イデオロギー（サルマティズム）が流行した。これは、ポーランド・ネイションにおけるシヴィックな要素の後退と、エスニックな要素の萌芽ともみなしうるものである。

ポーランド-リトアニア共和国は、ロシア、スウェーデン、トルコとの戦争やコサックによる内乱により疲弊し、領土を縮小させた結果、1772年にロシア、オーストリア、プロイセンによる第一次ポーランド分割を招いた。国内ではこれを受け、啓蒙主義を背景にした改革の機運が高まり、国王スタニスワフ・アウグストのもと1788年に開始された四年議会においては、フーゴ・コウォンタイらを中心にして近代的憲法の制定が議論された。その結果採択された1791年5月3日憲法においては、「人間社会のあらゆる権力はネイションの意思に発する（第5条）」とされ、このネイションを構成するのは、「有産の」シュラフタに限

られるとされた。そして、この「有産シュラフタ」としてのネイションに、新たに一部の都市民が組み入れられた一方で、大貴族の従僕たる無産シュラフタは政治から排除されることとなった。ここに至り、全シュラフタ身分＝政治参加権を有するシヴィック・ネイションという従来の構図が崩れ、自立した（＝他者に従属しない）有産成年男子こそが主権を担うネイションの成員たりうるという、政治的ネイション理念の近代的再規定がなされたのである。

1795年の第三次分割により最終的にポーランド国家が消滅したことで、国家の枠組みを基盤とするシヴィック・ネイション理念は退潮していった。代わって、消滅したポーランドの再生に向け、言語・文化的紐帯の意義を強調する明確なエスニック・ネイション理念が登場する。19世紀末に登場したロマン・ドモフスキのネイション理念は、それまで特権身分層であるところのシュラフタに限定されていたポーランド・ネイションの構成員を、農民や労働者層にまで押し広げることによって、階級的分断や利害対立を超越したネイションの統合を目指すものであった。一方で、そこに言語や宗教を基準とするエスニック・ネイションの要素が注入されたことにより、この観点からポーランド・ネイションとは異質なものとみなされたウクライナ人などの東部地域住民は、同化もしくは排除の対象とされた。すなわちここでは、シュラフタ共和制におけるポーランド・ネイションとは正反対の、階層包摂的・エスニック限定的なネイションの性格が前面に押し出されることとなったのである。

第一次世界大戦後に復活したポーランドにおいては、領土確定をめぐり、分割以前のポーランドーリトアニア共和国をモデルとし、民族的に多様な連邦制をめざすユゼフ・ピウスツキの「ヤギェウォ理念」と、中世初期のポーランド国家をモデルとし、支配的立場にあるポーランド人がウクライナ人やベラルーシ人などの少数民族を同化していくことで単一民族国家の建設を目指すドモフスキの「ピアスト理念」が対立した。ピウスツキが主導した対ロシア戦争（ポーランド・ソビエト戦争）の結果、最終的に前者の路線で領土が確定し、現在のウクライナ・ベラルーシ西部がポーランド領に含まれることとなった。しかしこれ以後には、後者の路線にしたがい、全住民の三割強を占めるウクライナ人やベラルーシ人などの非ポーランド系住民を対象とした同化主義が採用されることとなった。続く第二次世界大戦後には、ソ連の意向によりポーランドの東西国境が全体的に西へ大きく移動した結果（カーゾン線／オーデル＝ナイセ線）、東部のウクライナ人・ベラルーシ人地域が失われた一方で、旧ドイツ領であったシュレジエン（シロンスク）やポンメルン（ポモージェ）が新たにポーランド領に加わった。旧ドイツ領に居住していた数百万人ものドイツ人はほとんどが追放されて姿を消し、また国境変更と住民交換によって国内のウクライナ人やベラルーシ人の比率もごくわずかとなった。こうして、ポーランドは実質的に単一民族国家に近い存在となって現在に至っている。

4. スロヴァキア史におけるネイションnárod

こうして、ポーランド・ネイション理念形成は、シュラフタ共和制におけるシヴィック・ネイションの要素を基本としつつも、後にはそこにエスニックな要素が混入されていくという経過をたどった。しかし、第二次大戦後のポーランドがエスニック的にはほぼ均質の国家となったことで、現行の憲法には逆説的にシヴィック・ネイション理念のみが残される結果となったといえる。これにたいして、ポーランドと異なり伝統的な国家的基盤を欠いた“歴史なき民”としてのスロヴァキアの場合には、そのネイション理念形成のプロセスも、また異なった形をとった。

現在スロヴァキアとなっている地域は、10世紀末からおおよそ1000年にわたり、ハンガリー王国の領域の一部となっていた。その間、公式な地域名や政治的領域としての「スロヴァキア」は存在していなかった。1918年のチェコスロヴァキア共和国建国に伴い、はじめて「スロヴァキア」という名称の領域が存在するということが公式に認知された。スロヴァキアが単独の国家となったのは、1939年にナチス・ドイツの保護化に成立した独立スロ

ヴァキア共和国がはじめてであった。戦後再びチェコスロヴァキアとなったが、1993年の「ビロード離婚」によりチェコと分離し、現在のスロヴァキア共和国が誕生した。このように、スロヴァキア人は長らく独自の国家・政体を持たなかったことから、19世紀の半ばには「歴史なき民」（エンゲルス）と呼ばれた。この点が、ポーランドとの根本的な違いである。

それでは次に、スロヴァキア人を含む多民族国家であったハンガリー王国の歴史を簡単に見てみたい。現在のスロヴァキア地方は、9～10世紀に西スラヴ人の国家であるとされる大モラヴィア国の領域に含まれていた。この時代にスラヴ人はキリスト教化されたとされ、現在のスロヴァキア国家やスロヴァキア・ネイションの歴史的起源を、この大モラヴィア国に求める解釈も存在する。先に見たように、現スロヴァキア憲法前文にも、この見解がそのまま反映されている。しかし、そもそも当時の西スラヴ系の人々には、スロヴァキア人、チェコ人、ポーランド人などの明確な区別はまだ存在していなかった。9世紀末になると、ウラル山脈周辺に起源をもつ遊牧民のマジャル（ハンガリー）人が現在のハンガリー盆地に侵入し、部族国家を形成する。この過程で、大モラヴィア国は崩壊した。新たに形成されたマジャル人国家の首長は、1000年頃にキリスト教徒の王として戴冠し、ハンガリー王国が成立した。その後、徐々に版図を拡大し、現在のスロヴァキア、トランシルヴァニア（ルーマニアの一部）、セルビア北部、クロアチアを含む、いわゆるハンガリー王冠領が形成された。その後、1526年よりハプスブルク家によるハンガリー王位の世襲が開始され、ハンガリーはハプスブルク帝国の一部となった。オスマン帝国による占領、1848年革命における独立運動の挫折を経て、1867年のオーストリア＝ハンガリー二重帝国の成立によって、最終的にハンガリーはオーストリアとほぼ同等の地位を獲得した。

ハンガリー王国は、現在のハンガリーの三倍ほどの面積を有する多言語・多民族国家であった。王国の住民は、中央部のハンガリー平原に多く住む多数派のマジャル（ハンガリー）人、北部山岳地帯（現スロヴァキア）に多く住むスロヴァキア人、トランシルヴァニア（現ルーマニア北西部）のルーマニア人、南部地域（現セルヴィア北部）に多いセルビア人、クロアチア人、また都市に多く住むドイツ人、ユダヤ人などからなっていた。ポーランド同様、ハンガリー王国の政治においても、身分制議会と選挙王政を基盤とする貴族層が重要な役割を果たしていた。かれらが公式の場で使う共通言語はラテン語であり、その共通アイデンティティは、ハンガリー王国の支配階層としての「ハンガリー・ネイション *natio Hungarica*」に所属している点にあった。したがって、前述のような民族的多様性にもかかわらず、この時代のハンガリー・ネイションにおいては、マジャル人やスロヴァキア人といったエスニックな出自は問題とされなかった。この点も、シュラフタ共和制におけるポーランド・ネイションと似通っている。

19世紀に入ると、ハンガリー国家の近代化を掲げる自由主義的改革勢力が登場する。これ以降、国家統合の手段として、政治参加権の拡大とともに、行政・司法や教育などの公共領域における画一的な「マジャル化」、すなわち国家公用語としてマジャル語使用の促進が押し進められていった。「スロヴァキア・ネイション」形成への取り組みが開始されたのは、そうした状況においてであった。

ハンガリー王国北部地域に居住するスラヴ人については、中世から近代初頭に至るまで「スロヴァキア人」という独自の名称は存在せず、たんに「スラヴ人」と呼ばれていた。18世紀末になってようやく、北部ハンガリーのスラヴ系知識人により、チェコ人などとは異なる独自のエスニシティとしての「スロヴァキア人」の存在が主張され、独自のスロヴァキア文語確立への取り組みが開始された。ウィーン体制期の1820年代に、福音派聖職者で詩人でもあったヤーン・コラールは、国政参加権を有する特権身分層を意味する階層限定的なシヴィック・ネイション *natio* 理念に代えて、言語・文化の同質性を基盤とする人々の集合体という、新たなエスニック・ネイション *národ* 理念を提示した。そこでは、スラヴ人は言語的特徴にもとづき、ロシア・イリリア・ポーランド・チェコスロヴァキアという四つの「族」に分かたれるが、それらは国家的枠組みを超えた単一の「スラヴ・ネイショ

ンslovanský národ」を構成するとされた。エスニックな基準が導入されたことで、コラルのネイション理念には、政治参加権を持たない農民層を含むすべてのスラヴ系住民が取り込まれることとなった。

1840年代に入ると、マジダル化の進展に危機感を抱いたリュドヴィート・シトゥールを中心とするスロヴァキア系知識人は、スロヴァキア人を独自の「スロヴァキア・ネイションslovanský národ」であるとみなし、公共生活における母語（スロヴァキア語）使用の権利を、ネイションに備わる不可譲の自然的権利であると主張した。さらに、この言語的権利が国家によって侵害されるのであれば、スロヴァキア・ネイションはこれを保護すべく、国家にたいする自立的地位——政治的自治を要求しうるとした。シトゥールはさらに、1848年革命時に出された請願において、スロヴァキア・ネイションの構成員——農民層を含むすべての成人男性による一般参政権を要求した。ここに至り、ネイションは再び政治的権利の主体、すなわちシヴィック・ネイションとしての性格を獲得することとなった。ただしそれは旧来の封建的身分特権ではなく、エスニックな要素を基盤とする近代的な自然権に由来するものとなっていた。シヴィック・ネイション理念にエスニック・ネイション理念が注入されたことにより、「スロヴァキア・ネイション」は、先に見たポーランドのドモフスキのネイション理念と同じく、階層的観点からは包摂的であるが、言語・文化的観点からは限定的な性格を有することとなった。

こうして19世紀に開始された「スロヴァキア・ネイション」形成の取り組みは、しかし1918年のオーストリア＝ハンガリー解体に至るまで大きな成果を得られなかった。戦間期チェコスロヴァキア（1918～1939年）の公式理念においては、スロヴァキア人は単独のネイションであるとはみなされず、チェコ人とともに単一の「チェコスロヴァキア・ネイション」として、国家のマジョリティを構成するとされた。一方で、新国家の領域内には一定数のエスニック・マイノリティ（マジダル人、ドイツ人、ユダヤ人）が存在する結果となった。その後、第二次世界大戦中のスロヴァキアにおいては、ホロコーストによりユダヤ人が消滅した。大戦後には、大部分のドイツ人と一部のマジダル人にたいする追放措置が実施された。しかし、マジダル人の多くはスロヴァキアにとどまり、先に見たように住民の1割弱を構成する有力なマイノリティとなって現在に至っている。

5. おわりに

以上に見てきたように、現憲法前文におけるポーランドとスロヴァキアのネイション理念の相違は、歴史的要因、すなわちネイション形成の前提となる国家や政治体制の有無を背景としているとも考えられる。繰り返しになるが、「貴族の共和国」としてのシュラフタ共和制を歴史的前提としていたポーランド・ネイションがシヴィック・ネイション理念を基盤としていたのにたいし、そうした前提を欠いた“歴史なき民”としてのスロヴァキア・ネイションは、言語を基準とするエスニック・ネイション理念をその基礎としていた。ただし、そのどちらのケースにおいても、ネイション理念形成の歴史的プロセスにおいては、シヴィック／エスニックの双方の要素の混交が認められる点、注意を要する。そして現状としては、シヴィック・ネイション理念を掲げるポーランドがエスニック的には均質な国家に近く、逆にエスニック・ネイション理念を掲げるスロヴァキアが一定数の民族的マイノリティを擁するという、ある種の「ねじれ」現象が存在するのである。

【主要参考文献】（日本語文献のみ）

- ・伊東孝之、井内敏夫、中井和夫（編）『ポーランド・ウクライナ・バルト史』山川出版社、1998年。
- ・南塚信吾（編）『ドナウ・ヨーロッパ史』山川出版社、1999年。
- ・井出匠「マチツァ・スロヴェンスカーの理念と実践--スロヴァキア国民形成運動における

その位置づけ」『東欧史研究』第29号、2007年3月、pp.2-25。

- ・塩川伸明『民族とネイション—ナショナリズムという難問』岩波書店、2008年。
- ・白木太一『近世ポーランド「共和国」の再建—四年議会と五月三日憲法への道』彩流社、2005年。
- ・白木太一『一七九一年五月三日憲法 (ポーランド史史料叢書)』東洋書店、2013年。
- ・中澤達哉『近代スロヴァキア国民形成思想史研究—「歴史なき民」の近代国民法人説—』刀水書房、2009年。
- ・長與進「ヤーン・コラールの〈スラヴ相互交流〉理念について」『ヨーロッパ文学研究』第30号、1981年、pp.104-116。
- ・宮崎悠『ポーランド問題とドモフスキ：国民的独立のパトスとロゴス』北海道大学出版会、2010年。

ベラルーシの中のポーランド

―バルシュチェフスキ、ミツキエヴィチ、ブルガーリン―

越野 剛（北海道大学准教授）



1. はじめに

ここではヤン・バルシュチェフスキ（1790?-1851年）、アダム・ミツキエヴィチ（1798-1855年）、ファデイ・ブルガーリン（1789-1859年）という、今日のベラルーシ領内に生まれ、ほぼ同時代に活躍し、ポーランド語を母語とするという共通性を持つ3人の作家を取り上げたい。それぞれベラルーシ文学、ポーランド文学、ロシア文学の歴史に名前を残している。彼らの共通点と差異を比較

検討することによって、「ベラルーシの中のポーランド」を分かりやすく示すことができるはずである。

ベラルーシはポーランドとロシアの間に位置しており、双方の文化に大きな影響を受けながら独自の地域性を育んできた。歴史をさかのぼると、キエフを中心にして広大な国家を築いた東スラブのルーシ人の一部から現在のベラルーシ人が生まれたと考えられる。ルーシ人の国家はその東側の大半を13世紀にモンゴル帝国によって征服されるが、ベラルーシを含む西部はリトアニア大公国の支配下に入った。リトアニアはその後ポーランドと同君連合を形成して、次第にポーランド文化の影響を被るようになる。しかし18世紀末のポーランド分割によってベラルーシ地域はロシア帝国領になった。ロシア革命後はソビエト連邦の枠組みの中でベラルーシの名を冠した国家を与えられるが、同時にロシア化が徐々に進行する。古代のルーシ人がロシア人、ウクライナ人、ベラルーシ人に分化したのはこのような歴史的経緯を経てのことだった。ベラルーシ語はロシア語やウクライナ語と同じ東スラヴ語族に属しており、これらの言語は文法構造などにおいて互いに近い関係にある。しかし辞書を調べるとポーランド語から入った語彙が多くを占め、ベラルーシが長らくポーランド文化圏にあったことが理解できる。今回取り上げる3人の作家を含めて、19世紀のベラルーシの作家や知識人はほぼポーランド語話者であった。

ベラルーシ語による文学は19世紀の後半から20世紀初頭にかけて発展し、ソ連時代には多くのベラルーシ語作家が活躍した。しかし現在のベラルーシはロシア語のほうが優勢で、日常的にベラルーシ語を用いる人の数は少ない。それでも文学作品の多くはベラルーシ語で書かれているが、ロシア語で執筆するベラルーシの作家も増えている。例えば2015年にノーベル文学賞を受賞したスヴェトラナ・アレクシエーヴィチが挙げられる。もっとも彼女の作風はインタビューによって集めた人々の「声」を組み合わせたノンフィクションの一種である。取材対象のベラルーシ人の多くがロシア語で話しているため、できあがった作品もロシア語にならざるをえない。例外としては『チェルノブイリの祈り』に登場する農村のおばあさんなどが辛うじてベラルーシ語なまりの言葉を使っているのが目につく

程度である。

しかし18世紀から19世紀にかけてのベラルーシではポーランド語による文学作品が主流だった。もともとリトアニア大公国ではルーシ系住民の言葉である西ルーシ語（古ベラルーシ語）が文章語として用いられていたが、ポーランド文化の影響が強まるにつれて次第に衰退してしまう。18世紀末にはベラルーシ語はもっぱら農民の話し言葉となっており、地主やカトリック聖職者など支配階層の人々は読み書きも日常会話もポーランド語を使った。本稿で紹介する三人の作家もそのような環境でポーランド語を母語として生まれ育った。また彼らの生きた時代には、ナポレオンによるモスクワ遠征という大きな出来事があった。これはロシア人にとっては侵略者から祖国を守るための、ポーランド人にとってはナポレオンの力を借りて祖国の独立を取り戻すための重要な戦いだった。両者の狭間にあったベラルーシの人々にとってこの戦争の位置づけは曖昧であり、ナポレオンを敵あるいは味方と見なす両方の立場が混在していた。このように帰属する地域のアイデンティティ形成にとって重要だった出来事に三人の作家がそれぞれどのように関わったのかについても折にふれて言及したい。

2. アダム・ミツケヴィチ (1798-1855年)



ミツケヴィチはグロドノ県ノヴォグルドクで下層士族の家に生まれた。少年時代、ロシア遠征にむかうナポレオン軍がミツケヴィチの生家に宿営したという逸話がある。ヴィリニウス大学で詩を書く一方、学生の秘密結社に参加した。1823年に逮捕されてからはロシアで暮らすことになり、とりわけペテルブルグで多くの詩人・作家と交流した。1829年にはロシアを出て、ドイツを経てパリに居を定める。1855年、クリミア戦争で英仏側を支援するためトルコに渡るが、現地で病に倒れた。スウォヴァツキ、クラシンスキと並んでポーランドの三大ロマン派民詩人の一人とされるほか、ベラルーシとリトアニアでも郷土の詩人として敬われる。

ミツケヴィチの代表作である『パン・タデウシュ』（1834年）は詩人の故郷であるノヴォグルドク近郊を舞台にしている。時代はナポレオン軍によるモスクワ遠征直前の1811年から12年の期間に設定されており、ロシア帝国の支配からの解放を待ち望むポーランド系住民の人々の暮らしを中心に描いている。ミツケヴィチが作品の随所で自分の故郷をリトアニアと呼んでいることも興味深い。これは今日のリトアニア共和国だけではなくベラルーシの領域をも合わせ、ポーランドと王冠を共有する歴史的なリトアニアを指す。

登場する人物の多くはポーランド系の士族（シュリャフタ）だが、その背景に描かれる風景やフォークロアにはベラルーシ的な特徴がしばしば見受けられる。とりわけ危険な野獣や底なし沼に守られた原生林の濃密な描写（第4歌）は、ポーランド人が東部辺境地域（クレスイ）と呼んだ今日のベラルーシ（およびリトアニア）のエキゾチックな性格をよく表現している。ミツケヴィチが描くところによれば、人間が入ることのできない原生林の奥深くにはマテチクという場所があり、そこには絶滅の危機にあるバイソンをふくめて

あらゆる野生動物が自由に暮らすユートピアになっている。バイソンやクマなどの大型獣は寿命が終わりに近づくと死に場所を求めてマテchnikを目指すといる。

現代のポーランド語の大きな辞書を引くと「マテchnik *matecznik*」には森の奥にある動物の隠れ家という意味が載せられている。この言葉が初めてポーランド語の文献に現れるのは15世紀だが、古い時代の辞書によれば女王蜂を隔離するための囲いというような養蜂関連の語彙として説明されることが多く、ミツケヴィチが用いたような用法は見出せない。『パン・タデウシュ』のピゴンによる注解によれば、マテchnikに関する描写はベラルーシのフォークロアに由来するというが、ミツケヴィチがどこからこの言葉を持ってきたのかは分かっていない。ベラルーシ語で*matecznik*に相当する「マトchnik」はやはり養蜂関係の語彙であり、どのベラルーシ語の辞書を見ても動物の隠れ家というような意味は載っていない。ちなみにロシア語やチェコ語などでもこの単語は養蜂の専門語として取り入れられており、スラブ語圏に広く普及していたようである。そもそもポーランド語の辞書でも、くだんの意味が出現するのは『パン・タデウシュ』の出版以後なのである。

『パン・タデウシュ』の影響を受けた可能性は排除できないが、ベラルーシの民族学者アダム・ボグダノヴィチの著書『ベラルーシ人における古代の世界観の残滓』（1895年）には「マトchnik」についての説明がある。森の奥中にある動物の秘密の隠れ家であるとか、動物の墓場といった描写はミツケヴィチとよく似ている。ただし動物たちを統率するマトchnikの主として森の精（レーシイ）の存在が重要視されており、これが『パン・タデウシュ』には描かれていないのは興味深い。動物の共和国というイメージを強調するには絶対君主的な役割は不要だったのだろうか。いずれにせよベラルーシやリトアニアの森には野生動物が隠れ住む不思議な場所についての民間伝承があったのは確かと思われるが、それを呼ぶマテchnikという名称はミツケヴィチの創作だったかもしれない。ベラルーシのフォークロアにはポーランド系の作家や研究者によって収集されたおかげで今日まで残ったものが多い。マテchnikという言葉はきわめてベラルーシ的な（と思われる）物語の中にポーランドの詩人によって残された刻印（ベラルーシの中のポーランド）なのかもしれない。

3. ファデイ（タデウシュ）・ブルガーリン（1789-1859年）



ブルガーリンは1789年にミンスク県フイラシェヴォで貴族の家庭に生まれた。ポーランド名のタデウシュは、ミツケヴィチの『パン・タデウシュ』の主人公と同じように、ロシアに対する反乱の英雄タデウシュ・コシチュシコにあやかっただけのものではない。幼少期にポーランド・リトアニア共和国が滅亡し、ブルガーリン家もロシア帝国の臣民となる。ペテルブルグの士官学校に通った後にロシア軍に勤務するが、1811年にはナポレオン麾下のポーランド軍団に入り、1812年のロシア遠征にも従軍した。戦後はヴィリニウスでポーランド語の文学活動を始めるが、1820年代にペテルブルグに移住してロシア語の作品を発表して成功をおさめる。ユートピア文学、歴史小説、フェリエトン、悪漢小説（ピカレスク）

などのヨーロッパの新しいジャンルをロシア文学に移入し、新聞・文芸誌の編集者としても活躍した。一方でニコライ1世の体制を支持し、プーシキンなど同時代の作家を秘密警察に密告する役割を果たしたとされ、1812年の戦争でロシアを侵略する側に加担した経緯もあいまって、ロシア文学史では否定的な人物として描かれることが多い。

一貫してポーランド愛国者としてふるまったミツケヴィチとは違い、ブルガーリンはポーランドとロシアという二つの帰属意識の間を揺れ動く生涯を送った。そのせいでどちらの側からみても変節漢という評価を得てきたが、むしろベラルーシという場の曖昧な政治的位置づけをよく体現した人物だと考えることもできる。そうした姿勢がよく表れているのがナポレオン戦争を背景にした歴史小説『ピョートル・ヴイジギン』(1831年)である。これはベラルーシ出身の若者が波乱に富んだ冒険を繰り広げながらロシア帝国で立身出世する様を描いたブルガーリンの代表作『イヴァン・ヴイジギン』(1829年)の続編で、イヴァンの息子のピョートルが主人公になる。『ピョートル・ヴイジギン』は主人公の恋愛と遺産相続をめぐる陰謀という平時のプロットを縦軸に、ナポレオンによるロシア遠征という戦争のエピソードを横軸にして話が展開する。

ロシア軍の将校であるピョートルは敵軍の捕虜となることはあってもロシア皇帝への忠誠心は変わらない。しかし主な戦場となるベラルーシ・リトアニア地域で登場する多くの二次的人物たちは、ロシアとフランス(ポーランド)の間で揺れる曖昧な態度を見せる。例えばミンスクに近いベラルーシの地主貴族ロムバリンスキーはナポレオンを支持するための義勇軍を組織するが、毎日酒盛りをするばかりで一向に戦場に出かける気配はない。戦争がロシアの勝利に終わるとロムバリンスカヤ夫人がペテルブルグの社交界で根回し活動をしたおかげで事なきを得る。興味深いことに、ロムバリンスキー夫妻は決して否定的な人物とはされていない。むしろブルガーリンの得意げな解説によれば、ポーランドには金銭で裁判官を買収するよりもむしろ酒と女で有力者を誘惑する手段が発達してきたという。ポーランドとロシアの間で綱渡りのような人生を歩んだブルガーリン自身の姿がこうした描写から透けて見える。ブルガーリンの二枚舌的な身振りはベラルーシという境界領域のある種の性格をよく体現しているのではないだろうか。

4. ヤン・バルシュチェフスキ (1790?~1851年)



バルシュチェフスキは1790年(1794年、1796年説あり)にヴィテプスク県ムラギ村のユニエイト教会の聖職者の家に生まれた。ポロツクのイエズス会学校で学びながら、ポーランド語とベラルーシ語で詩作を行っている。1820年代後半からペテルブルグに移住、古典語教師として働いた。1830年代後半からたびたび故郷を訪れて、民謡な伝説などフォークロアの収集を行ったらしい。その後はペテルブルグのポーランド語の年刊文芸誌『忘れな草Niezabudka』を編集(1840~44年)し、文学者として知られるようになった。1847年からヴォルニニ県チュドニフ(現ウクライナ、ジトミル州)に移り余生を過ごしている。

バルシュチェフスキは主にポーランド語で作品を書いたが、ポーランド文学史ではあま

り言及されないマイナーな作家である。故郷であるベラルーシの歴史やフォークロアを描くことが多かったことから、現在のベラルーシでは自国の作家として評価されることが多い。ベラルーシ西部のノヴォグルドク生まれのミツケヴィチが自分の故郷をしばしばリトアニアと呼んだのに対して、バルシュチェフスキが幼少時を過ごした北東部のポロツク周辺は古くからベラルーシ（白いロシア）という名称が根付いた地域だった。バルシュチェフスキ自身もベラルーシという地域への帰属意識を持っていたようだ。代表作の長編小説『士族ザヴァルニャ、あるいはベラルーシ幻想譚』（1844-46年）もポーランド語で書かれているが、表題に「ベラルーシ」が入った作品はこの時期のポーランドやベラルーシの文学にはめったに見られない貴重な事例となっている。

『士族ザヴァルニャ』はベラルーシ北東部の地主ザヴァルニャの家に宿泊した旅人が夜ごとに語る不思議な物語を「夜話」のかたちでまとめた作品である。士族（シュリャフタ）、巡礼、音楽家、ロマ（ジプシー）、漁師など様々な階層の人物が語り手となるが、もっとも多いのは地元の農民である。当時のベラルーシでは地主や聖職者などのエリート層はポーランド語、被支配層の農民はベラルーシ語をもっぱら母語としていた。ザヴァルニャのような小地主はポーランド語だけでなく、地元の農民の言葉もしばしば理解することができたようだ。ベラルーシ人農民を相手にすることの多かったバルシュチェフスキ家のようなユニエイト教会の聖職者についても同様のことが言える。したがって興味深いことに、『士族ザヴァルニャ』のテキストの一部は農民たちがベラルーシ語で物語った内容を読者のためにポーランド語に訳したという体裁になっている。ポーランドにとっての辺境（クレスイ）の風情を伝えるためだろうか、いくつかの農民の台詞はあえてベラルーシ語のまま残されている。

『士族ザヴァルニャ』の第3話にあたる「蛇の王冠」では、『パン・タデウシュ』の森のフォークロアと重なるような描写がある。狩人が奇妙な老人（森の精）に誘われて獲物を自在に得られる力を授かる。しかしその能力は蛇の王との忌まわしい契約に基づくものであり、カトリックの聖職者のおかげで狩人は呪縛から解放される。野生動物を支配するマテチクの主としての森の精がここでは邪悪な異教的存在とされてはいるが、ポーランド人読者にとってエキゾチックな辺境の雰囲気表現する役割を果たしているという点は『パン・タデウシュ』の森の描写と共通する。

第4話と5話の間には含まれた「故郷再訪の思い出」という文章はザヴァルニャ家の物語から逸脱して、バルシュチェフスキ自身とおぼしき語り手の幼年時代の回想になっている。1812年にナポレオン軍が侵攻してきたので、語り手は家族や村人と共に森の中に避難する。大砲の響きが森の奥にまで届くが、父親はそれを「遠い国から鉛の弾を撒きながらやってきた」暴風雨の一種だと説明してくれる。『士族ザヴァルニャ』とは違う作品だが、ベラルーシ語で書かれた詩『農民たちの略奪』（年代不詳）も興味深い。残念なことに断片的なかたちでしか伝わっていないが、ナポレオン軍を恐れて地主が逃げ出したせいで空になった屋敷を地元の農民たちが占拠して、欲しいものを奪い、酒盛りを開くという場面が風刺を交えてユーモラスに描かれている。こうした描写は実際に起きた事件をもとにしており、農民から伝え聞いた話をもとにバルシュチェフスキが創作したと考えられている。ミツケヴィチの『パン・タデウシュ』のようにナポレオン軍によってロシアから解放されることを望んだり、ブルガーリンの『ピョートル・ヴィジギン』のようにフランス（ポーランド）とロシアの間を行ったり来たりする登場人物とは異なり、バルシュチェフスキが描くベラルーシの人々はナポレオンとの戦争に対してどこか傍観者的な立場を取っている。

5. まとめ

ベラルーシ（あるいは歴史的なリトアニア）はポーランドとロシアという二つの文化の境界領域に位置していた。19世紀前半のベラルーシで文学作品と呼べるものを書いたのはもっぱらポーランド語を母語とする作家たちだった。例えばブルガーリンはポーランドとロシアの間でたえず帰属意識を変えながら、結局はどちらの側にとっても中途半端な存在

となった。そのどちらにも割り切れない中途半端な要素こそがベラルーシという中間的なアイデンティティを創り出したと考えることもできる。

境界領域には地域の輪郭が明確に引かれているわけではない。政治的な国境線の変化や新たな国民国家の生成によって、作家の意識とは無関係に彼らのアイデンティティが境界を飛び越えることもある。ミツケヴィチはポーランド文学を代表する詩人だが、今日のベラルーシやリトアニアでも郷土の偉人とされている。ブルガーリンはプーシキンの敵対者というネガティブな意味合いではあるがロシア文学史に名前を残した一方で、ポーランド語で書かれた彼の作品は忘れられている。バルシュチェフスキはポーランド文学ではマイナーな作家でしかないが、『土族ザヴァルニャ』やいくつかのベラルーシ語の詩作品によってベラルーシ文学史においてむしろよく記憶されている。いずれにせよ、19世紀前半のベラルーシという近代的な国民意識がまだ未発達だった時期に、「ベラルーシの中のポーランド」というべき作家たちがこの地域を描いた文学作品を多く残したことの意義は大きい。

今日のベラルーシ内のポーランド人は2009年の国勢調査によれば人口の3パーセント（29万人）を占め、ベラルーシ人（796万人）、ロシア人（79万人）の次に多い。しかしベラルーシ人の多くがロシア語を日常言語として使用する傾向があるのに対して、ポーランド人住民はむしろベラルーシ人よりもベラルーシ語話者が多いという奇妙な事態になっている。政治的にも文化的にもロシアに同化されていくなかで、ベラルーシ性を担保する存在になっているがベラルーシの中のポーランド人だということのも興味深いことではないだろうか。

ガリツィアの文化的複層性と連続性

—文化遺産保存と18世紀バロック彫刻家ピンゼルを手がかりに—

加藤 有子（名古屋外国語大学准教授）



はじめに

リヴィウ（ポーランド語でルヴフ、ドイツ語でレンベルク）を中心とするウクライナ西部はポーランドの東の国境に接し、歴史的にポーランドとも関係が深い。14世紀以降ポーランド領に組み込まれ、1772年の第一次ポーランド分割でオーストリア領となり、「ガリツィア」（Galizien）と名づけられた¹。第一次世界大戦後に、ウクライナとポーランドの領有争いを経て再びポーランド領になり、第二次

世界大戦中はソ連、ナチス・ドイツの占領下に置かれた。戦後はソ連邦ウクライナとなり、1991年にウクライナが独立して現在に至る。

ガリツィアとも通称される西ウクライナの一角は、第二次世界大戦までユダヤ人も多く、ウクライナ人、ポーランド人を中心に、複数の民族が住み、複数の言語と宗教の混在する土地として知られた。常に首都から離れた国境地帯にあり、中心に対する「辺境」というイメージもつきまとう。その文化的多様性は第二次世界大戦によって消えた。戦中、ユダヤ人の多くが殺され、所有者のいなくなったユダヤ教施設や墓地の荒廃が進む。戦後の国境変動と強制的住民交換によって、民族的、文化的単一化が進み、同地ゆかりの戦前のポーランドやユダヤ系作家も現地では忘れられつつあった。一方、第一次世界大戦、第二次世界大戦により同地を失ったオーストリアとポーランドの文学では、ガリツィアは多民族共生の地として理想化され、「ハプスブルク神話」、「ガリツィア神話」が形成された。

1991年のソ連崩壊とウクライナ独立により、状況は変わる。ポーランドとウクライナの往来は自由になり、ガリツィアの二つの対極的な典型像、すなわち民族共生のユートピアと民族対立の先鋭化する国境地帯というイメージから離れ、戦前の多文化性が注目されるようになってきた。現地でも、不可視化された戦前の文化的多様性を想起し、記憶する文化事業が進み、海外からの人的、資金的協力やイニシアチヴも目立つ。

現在、この地域に注目すべき理由は二つある。第一に、かつての多文化性をいかに記憶するかという、中東欧に共通の問題が先鋭的に現れる場のひとつになっていることだ。一帯の多文化的状況はポーランド、ウクライナという国別の文化史からは漏れがちであり、多文化性に注目する研究がポーランドで本格化するのには体制転換後の1990年代以降である。そして今、戦前の記憶の可視化が加速し、町の風景が非常に早いスピードで変化している。

第二に、「東欧」に替わって注目される「中欧」という枠組みの東の境界に問いを投げかける。東欧の体制転換以降、冷戦時代の二項対立的な東欧／西欧の図式に替えて、「中欧」

¹ 1795年の第三次分割のとき、オーストリアはさらにクラクフを含む現在のポーランド南西部を獲得し、それまでのガリツィアは東ガリツィア、新しく獲得した地域は西ガリツィアとも呼ばれるようになった。

という枠組みを設定し、20世紀の文化状況を再考する動きが進んでいる。そこでなお看過されてきたのが、第二次世界大戦後の国境変動によってウクライナ領に組み込まれたかつてのガリツィアであり、ポーランド領であったリヴィウとその周辺地域である。この地域を視野に入れることで、ここ20年ほどの「中欧」をめぐる議論に新たな展開を加えることができよう。

以上の問題意識から、本稿は二部構成をとり、二つのテーマを設けて一帯の文化的多様性とその現状にアプローチする。前半は、リヴィウや近郊の町における、第二次世界大戦以前の文化を想起する動きと歴史的場所や建物の保存の現状をみていく。後半は、18世紀半ばにリヴィウ近郊で活動し、近年注目を集めるバロックの教会彫刻家ヨハン・ゲオルク・ピンゼルについて、研究を紹介するかたちで概観する。バロックはカトリックの対抗宗教改革を背景にイタリアで生まれた芸術様式であり、南ドイツ、オーストリア、チェコなど中欧のカトリック勢力圏に広がった。ローマ・カトリック、ギリシャ・カトリック、正教、ユダヤ教などが共存していたウクライナ地域におけるバロックの展開は、中央ヨーロッパの文化的連続性を考えるうえでも重要である。以上を通して、この地域の文化的系図の広がりが見えてくるだろう。

なお、本稿では、現在の国境線が見えにくくするこの地域の文化的連続性を捉えるために、「ガリツィア」という歴史的な通称を使った。行政区画名としてのガリツィアはナチス・ドイツ占領時代に一時復活するものの、オーストリア統治の終了とともに消える。本稿で扱うピンゼルは、この地がオーストリア領に入る前、すなわち「ガリツィア」以前の作家であることも注意しておく。名づけの問題は以下に見るように、この地域の文化的複層性をそのまま映しだしている。

1. リヴィウ文学散歩——記念プレートによる多言語性の可視化

2000年前後から、リヴィウではこの地に縁のある作家の軌跡を記した記念プレートの設置が目立つ。このプレートをたどると、この町のかつての多言語性が見えてくる²。

オーストリア領ガリツィアのブロディ出身のユダヤ系ドイツ語作家ヨーゼフ・ロート（1894-1939）は、『ヨブ』（1930）、『ラデツキー行進曲』（1932）など、ガリツィアのユダヤ人社会やハプスブルク帝国の崩壊をノスタルジー込めて描いたオーストリア作家として知られる。「ハプスブルク神話」の作家にも数えられる。ウィーン大学で哲学とドイツ文学を学び、第一次世界大戦に従軍したのち、ウィーン、ベルリンを拠点にヨーロッパ各地を回りながら執筆した。ヒトラーがドイツの政権を握ったあとはパリに亡命し、客死する。放浪の作家ロートはウィーンに出る前、1913年にリヴィウの大学に入り、おじと同居していた。現在、リヴィウのチャーホフ通りにあるその家の外壁に、ドイツ語とウクライナ語の二言語で「この家のおじのもとに、オーストリア作家ヨーゼフ・ロートが滞在した」と記したプレートが見つかる（図1）。

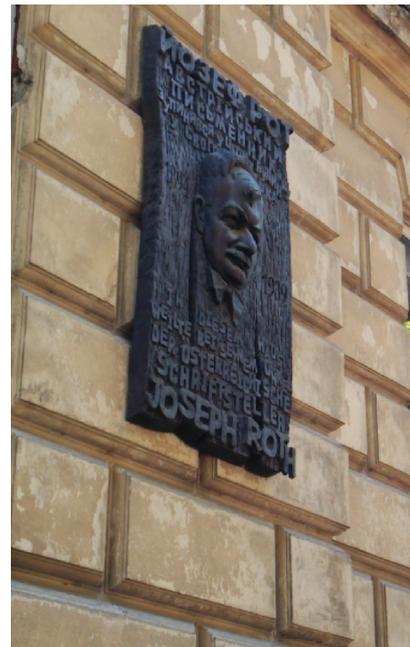


図1

² リヴィウの文学者ゆかりの場所を案内して下さったリヴィウの歴史学者アンドリイ・パヴリシン（Andrij Pavlysyn）氏に感謝する。



図 2

そこから10～15分ほど進んだりチャキフ通り55に、ポーランドの詩人ズビグニェフ・ヘルベルト(1924-1998)の記念プレートがある。第二次世界大戦まで家族とリヴィウに住み、戦後ポーランド側へ移住した。居住した建物の外壁のプレートに、ポーランド語とウクライナ語の二言語で「1924-1933年、この家に詩人のズビグニェフ・ヘルベルトが住んだ」と刻まれている(図2)。

広場を挟んで町の反対側、旧ユダヤ人病院や旧ユダヤ人墓地がある地域のコトリヤル通りに、イディッシュ語古典文学の三大作家の一人で、『牛乳屋テヴィエ』(『屋根の上のバイオリン弾き』としてミュージカル化)で知られるショーレム・アレイヘム(1859-1916)の記念プレートがある。「1906年この家にイディッシュ語文学の古典作家ショーレム・アレイヘムが住んだ」(図3)。これもイディッシュ語とウクライナ語、すなわち執筆言語と現地語の二言語表記である。記念プレートは執筆言

語と現地語ウクライナ語の二言語表記を基本とし、ウクライナ語化された町の通りに戦前のリヴィウの多言語的状況を可視化し、異なる言語の響きを持ち込む。

オーストリア時代、リヴィウがレンベルクと呼ばれたころに生まれたのが、『毛皮を着たヴィーナス』を書いて「マゾヒズム」の語源になった、オーストリア作家のレオポルト・フォン・ザッヘル=マゾッホ(1836-1895)である。文学記念館や記念碑に先んじて、市内にはマゾッホ・カフェのほか(図4)、オーストリア領ガリツィアの歴史を前面に出したレストランがあり、観光客のみならず地元客も集めている。



図 3



図 4

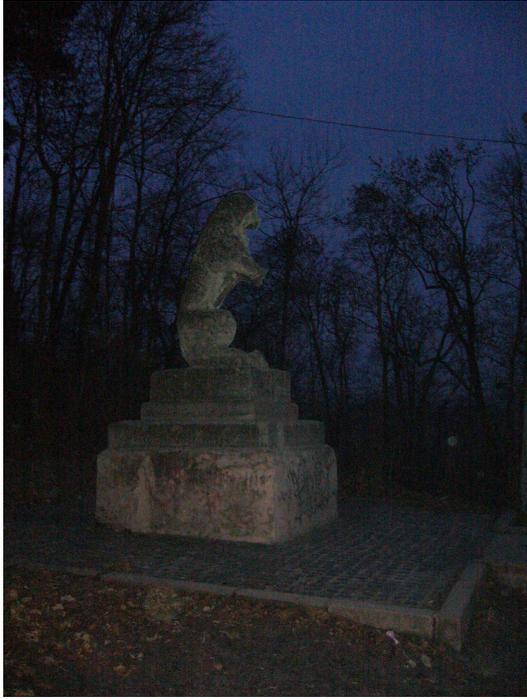


図 5

プレートはないが、リヴィウの町には両大戦間期から今日のポーランド文学史に名前の挙がる作家や詩人の家が今も見つかる。現代ポーランドを代表する詩人の一人、アダム・ザガイェフスキも 1945 年にリヴィウに生まれ、その後すぐにクラクフに移った。町の中心部のボフダン・レプキィ通りには『ソラリス』を書いた SF 作家スタニスワフ・レム（1921-2006）の住居が吹き抜きの階段とともに残る。レムもポーランド時代のリヴィウに生まれ、戦後にクラクフに移った。レムの自伝『高い城』のタイトルになったリヴィウの丘（高い城）（Wysoki zamek）の中腹には、リヴィウの町を守護神のように見下ろす獅子像（獅子はリヴィウの町のシンボルである）があった（図 5）。現在は中央広場に面したリヴィウ市歴史博物館の中庭にひっそりと忘れられたように展示されている（図 6）。

両大戦間期のイディッシュ語の詩人でポーランド語の作家デボラ・フォーゲル（1900-1942）が結婚後に住んだ家もリスナ通

り 18 に見つかる（図 7）。ユダヤ系ポーランド語作家ブルーノ・シュルツ（1892-1942）の短編はフォーゲルとの文通から生まれた。フォーゲルは現実の町の風景をキュビズム的に変換し、それを幾何学や色など、20 世紀初頭の前衛絵画に対する美術批評の用語を使って描写した。自作の短編を「モンタージュ」と名づけ、その集積である短編集『アカシアは花咲く』をイディッシュ語（1935）とポーランド語（1936）で刊行している。その後、ポーランド語の世界では、文壇から姿を消したかのように思われていたが、実はイディッシュ語作家としてアメリカのイディッシュ語文芸誌に発表の場を移したことから、近年再注目されている。ヨーロッパの辺境のガリツィアがイディッシュ語というディアスポラの言



図 6



図 7

語によって、世界の中心都市とつながっていたことを示す例である³。2017年10月から翌年2月には、フォーゲルを中心にリヴィウの前衛展がウーチ美術館で開かれる。戦後ウクライナ領になり、国別・言語別の美術史、文学史の空隙に落ちた両大戦間期リヴィウの多元的文化がようやく脚光を浴びつつある。

2. リヴィウの〈シナゴークの空間〉

西ウクライナではユダヤ人が激減したことに伴い、所有者のなくなったシナゴークの荒廃が進み、修復と保存が話題にのぼる。そしてここ数年、驚くほどのスピードで保存と記念化の事業が進み、町の風景が変化している。



図 8



図 9

第二次世界大戦前、ユダヤ人人口が三分の一を占めたリヴィウでは、旧市街のユダヤ人地区に〈黄金のバラ〉と通称されるシナゴーク、そしてベト・ミドラシュ（学問所）、大シナゴークが建っていた。それらは第二次世界大戦中、ナチス・ドイツによって燃やされ、破壊された。つい先日までその跡地には、16世紀に作られたという〈黄金のバラ〉の壁が一面だけ残り、忘れ去られていた（図 8、9。2014年8月撮影）。その〈黄金のバラ〉の修復作業が2015年7月に始まり、2016年9月4日、跡地全体が〈シナゴークの空間〉という記念スペースとして整備され、完成式典が行われた⁴。残された壁が修復されただけでなく、ベト・ミドラシュの跡地が徴づけられ、リヴィウのユダヤ人たちの言葉が彫られた石碑が設置された（図 10、11、12）。〈シナゴークの空間〉プロジェクトのパンフレットによると、きっかけは2008年にリヴィウの中東欧都市歴史センターで開かれた中東欧におけるユダヤ文化遺

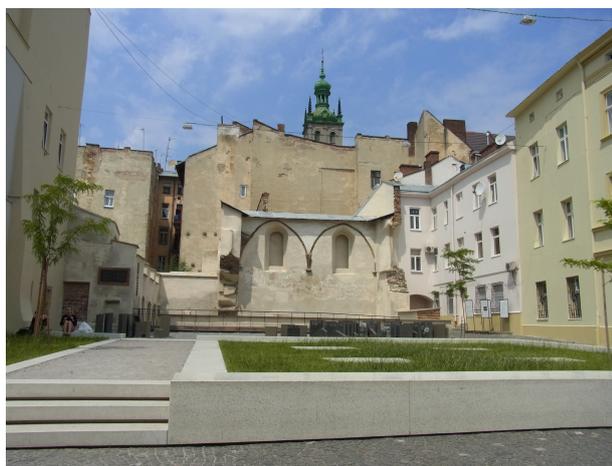


図 10

³フォーゲルとリヴィウの多文化性をめぐる議論は、加藤有子「デボラ・フォーゲル『アカシアが花咲く——モンタージュ』考察」『西スラヴ学論集』9号、2006年、55-80頁；加藤有子「両大戦間期ガリツィアの文芸界とユダヤ人」塩川伸明、小松久男、沼野充義編『ユーラシア世界——第二巻ディアスポラ論』（東京大学出版会、2012）、155-179頁。

⁴公式ホームページを参照。http://jewish.lviv.travel/en_US/. (2016年9月6日アクセス)



図 1 1



図 1 2



図 1 3

産と歴史をめぐる学会だった。2010年にリヴィウ市がリヴィウのユダヤ人の歴史を記念する国際コンペをドイツ国際協力公社（GIZ）と中東欧都市歴史センターとともにいった。シナゴグ跡地を利用するドイツの建築家フランツ・レシュケの計画が選ばれ、2014年から〈シナゴグの空間——ユダヤ人の歴史、共通遺産と責任〉プロジェクトとして、〈黄金のバラ〉の保存、ベト・ミドラシュと大シナゴグ跡の記念、ユダヤ人の歴史を記憶する事業

が進められた。完成した《シナゴグの空間》は、かつて暮らしたユダヤ人の存在

をリヴィウの旧市街の真ん中に視覚化し、観光客や人々の関心を集め始めている（図13）。

3. ドロホビチのブルーノ・シュルツ

リヴィウから南東に車で一時間ほどにある小都市ドロホビチには、歴史的宗教建造物の修復の対照的な二例を見ることができる。

ドロホビチは1930年代のユダヤ系ポーランド語作家ブルーノ・シュルツの生地として、そしてその小説の舞台として知られる。第二次世界大戦中、同地はナチス・ドイツに占領され、シュルツは1942年、SS将校にユダヤ人ゲットーの路上で射殺された。戦前、ウクライナ人、ユダヤ人、ポーランド人が住んだドロホビチは、戦後、ウクライナ領になり、ウクライナ系住民が多数を占めるようになる。シュルツはそこで長く忘れられた存在だった。とは言え、ポーランドでも、前衛作家シュルツの作品は戦後長く発禁となる。1957年に再刊されたものの、本格的な受容と評価が始まるのは1980年代のことだ。



図 1 4

そして1989年11月18日、ついにドロホビチに初めて、シュルツを記念するプレートが設置される。かつて作家が住み、創作した、フロリアンスカ通り（現ユリア・ドロホビチ通り）10番地の家の外壁に、シュルツが住み、創作したことを告げるプレートが飾られた。しかし、このプレートにはシュルツがユダヤ人であった記述がないことから、2002年に新しいものに交換されて今に至る（図14）⁵。

ポーランドの体制転換後の1990年代、それまで抑えられてきたシュルツ研究が一気に進む。シュルツ生誕100周年の1992年はユネスコによってシュルツ年に指定された。同年、命日にあたる11月19日、ドロホビチのシュルツの射殺現場ではカディシュが唱えられ、追悼式が行われた。このとき本格的な国際学会も開かれる。2002年、ドロホビチ教育大学にポーランド研究情報センターが作られ、センター長のヴェラ・メニョクを中心に、ドロホビチでシュルツを記念する動きと、ウクライナにおけるシュルツ研究と紹介を牽引している。

2004年からはセンターの全面的協力のもと、隔年で、ポーランド外務省とポーランド図書協会主催の国際シュルツ・フェスティバルがドロホビチで開かれている。ウクライナ語とポーランド語を主たる使用言語に、大学や図書館、劇場、博物館や広場、路上を舞台に、国際学会やシンポジウム、翻訳者や作家のトークセッション、展覧会、映画上映、演劇、コンサートなどが連日朝から晩まで行われ、無料で開放される。世界各地からの参加者のみならず、地元住民や学生も音楽やイベントを楽しむ。

ドロホビチでは2001年、ナチス・ドイツ占領下にシュルツがSS将校の命令で描いた壁画が民家に発見され、大きな話題を呼んだ。その大部分をイスラエルのホロコースト記憶院ヤド・ヴァシエムが持ち去ったことが明らかになり、さらに世界的な注目を集めた⁶。この事件でシュルツの名は地元でも知られるようになってはいた。しかし、作家シュルツを地元で広く知らしめたのは、2016年で7回目を迎えた国際フェスティバルである。2006年にはシュルツが射殺された現場の路上に追悼プレートがはめ込まれた（図15）。しかし、2008年にプレートは換金目的で盗まれ、裁断された状態で見つかった。現在、このプレートは



図15

シュルツが美術教師として働いたギムナジウムの図工準備室（現在、ドロホビチ教育大学）に作られたシュルツ記念室に展示されている（図16、図17）。ちなみに、先述のリヴィウの《黄金のバラ》跡地に隣接するカフェは、「ユダヤ風」をコンセプトに、ステレオタイプのないかにもユダヤ的なものを取り込み、売りにしている。その外壁には、ヤド・ヴァシエムに持ち去られたシュルツの壁画の模写が描かれている（図18）。

⁵ 記念プレート設置の経緯については、次を参照。加藤有子『ブルーノ・シュルツ——目から手へ』（水声社、2012）、325-326頁。

⁶ この壁画の所有権をめぐる議論については、次を参照。加藤有子『ブルーノ・シュルツ』、267-270頁。加藤有子「物語／歴史の操作——ジョナサン・サフラン・フォアの小説の視覚的要素」『れにくさ』3号、2012年、235-236頁。



図 1 6



図 1 7



図 1 8

4. ドロホビチの宗教建築——大シナゴークと聖ユーラ教会堂

戦前、ユダヤ人はドロホビチの人口の半数を占めた。ドロホビチには、19 世紀に作られたシナゴークが今も二つ残る。一つはガリツィアで最大のものだった。第二次世界大戦後のソ連時代に家具倉庫兼店舗として使われ、ウクライナ独立後に地元のユダヤ教組合に返還された。内部にはところどころ色彩やヘブライ文字が残るものの、資金難ゆえ修復もかなわず、宗教施設としては機能しないまま、屋根も抜け、窓ガラスも割れて荒れていた（図



図 1 9



図 2 0

19、20)。国際シュルツ・フェスティバルの期間中だけ、展覧会やイベントの舞台になり、東の間、シナゴークには活気が戻った。

2008年、荒廃していたシナゴークに屋根が取り付けられた。2013年からは修復工事が始まる。2016年6月の第7回国際シュルツ・フェスティバルの時には、外壁の修復が終わり、パステルカラーの緑色の姿で参加者を驚かせた(図21)。ガラスが割れて、鳥が自由に入り出ていた窓も修復された。地元のユダヤ教組合に縁のある篤志家が匿名で資金を提供したということだ。しかし、外壁の色も含め、どのような保存、修繕の方針に基づくのかははっきりしない。

いずれにしても、このシナゴークを救うことは、ドロホビチにわずかに残ったユダヤ教組合の願いであり、現地は歓迎ムードだ。シナゴークの保存は、ブルーノ・シュルツの教え子としてシュルツの記憶の語り部となったアルフレート・シュライエル(1922-2015)の願いでもあったという(とは言え、緑色のシナゴークを予期していたとは思えないのだが)。シュライエル自身もユダヤ系ゆえに戦中は収容所に送られたが、生き延び、戦後はドロホビチに戻った。両親は戦中に殺されたという。ユーモアに富み、快活で知的、温かな人柄のシュライエルは人々に愛され、ドロホビチの国際シュルツ・フェスティバルの精神的支柱となった(図22、2010年第4回シュルツ・フェスティバルにて、シュライエル氏と筆者)。現在のシュルツの受容は、シュルツ・フェスティバルに代表されるように、作家をポーランドの作家、ユダヤ人作家に限定する



図 2 1

ことなく、ドロホビチの多文化性のなかでとらえる流れにある。戦前のドロホビチを知り、ドロホビチの文化的変容を生きたシュライエルがその流れを支える存在でもあった。自身の楽団を結成し、90歳をすぎても戦前のイディッシュ語の歌、大戦間期ポーランド語のタンゴ、ウクライナ語の歌などをレパトリーにコンサートに出演し続けた。2015年に亡くなった際、葬儀は修復されたばかりのシナゴグで執り行われた⁷。



図 2 2

このシナゴグと対極の修復のあり方を見せるのが、同じくドロホビチにある木造の正教会の教会堂、聖ユーラ教会堂である。釘を使わずに作られた木造建築であり（図 25、26、27）⁸、何度も修復を重ね、内部のイコンや壁画が色彩鮮やかに保存されていて美しい（図 28）。

1924年にポーランドを旅行して『ポーランド旅行』（*Reise in Polen*）（1925）というルポルタージュを書いたドイツの作家アルフレート・デーブリン（1878-1957）は、ドロホビチにも立ち寄り、この教会堂について記している。

ウクライナにはきわめて独特の美しい教会がある。ドロホビチで二つの教会を見る。ひとつはかなり小さく、もうひとつは数百年の歴史があるということだ。後者の教会については、おそらく石油に対するお返しとして、南ウクライナから、解体され、馬車に積まれて、運ばれてきたという話が伝わっている。これは市のかなり南方の郊外にある、並外れて美しい黒褐色の木造建築だ。アメリカ人がこの建物をそっくり買ったがっているという

⁷ シュルツの日本語訳者、工藤幸雄はシュライエルとも知り合いだった。ドロホビチ教育大学のシュルツ記念室には、工藤の妻、工藤久代からシュライエルに宛てた手紙（工藤幸雄のポーランド語訳付き）が展示されている（図 23）。記念室にはシュルツに関連する物や美術作品、ポーランド語初版、各国語版、研究書などが展示され、日本語のものもある（図 24）。

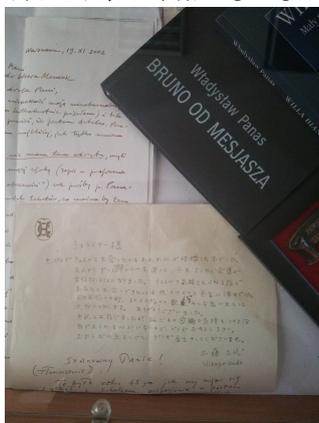


図 23



図 24

⁸ 同様に釘を使わないポーランド・ウクライナ国境地帯のレムコ人の村にあった木造の教会堂の描写が、ポーランドの現代作家アンジェイ・スタシュクの初期代表作『ガリツィア物語』に見つかる。アンジェイ・スタシュク「場所」（『ガリツィア物語』より）、加藤有子訳、小原雅俊編『ポケットのなかの東欧文学——ルネッサンスから現代まで』（成文社、2006）、460-468頁。

人々の話しもうなずける。

玉ねぎ状の丸屋根をもった塔が三つ突き出ている。すべて木を曲げて造ったものだ。これらの塔と平らな屋根は仏塔のような印象を与える。下の方には木の回廊がめぐり、全体が緑がかった木の瓦で葺かれている。そばには、玉ねぎ状の先端をもつ鐘塔がぼつんと立っている。小さい方の教会には、至聖所と会衆席を隔てる仕切り、イコノスタシスがあり、使徒やキリストの受難画ですっかりおおわれている⁹。



図 2 5



図 2 6



図 2 7



図 2 8

⁹ アルフレート・デーブリン『ポーランド旅行』岸本雅之訳（鳥影社、2007）、213-214 頁。Alfred Döblin, *Reise in Polen* (München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 2000), p. 197. ドロホビチ近郊にはボリスラフ油田があり、石油産業が栄えた。

現在、この教会堂は地域の博物館の管轄下にあり、2013年には、ポーランド・ウクライナのカルパチア地域の東方教会建築 (The Wooden Tserkvas of the Carpathian Region in Poland and Ukraine) としてユネスコの世界遺産に登録された (図 29)。ポーランドとウクライナの国をまたぐ世界遺産である。

このように、多文化性を地域の特色として再発見する動きとともに、戦前の歴史的建造物や施設を修復し保存する動きが進む。しかし、国や地方自治体の関与、関心の度合いによって、修復の対象、進度、質に差が生じている。リヴィウでは、ホロコースト関連の記念碑が新たに作られる一方、ユダヤ教墓地やシナゴグが荒廃する状況も見られた。これに対して近年は、アメリカやイスラエルの私設団体がユダヤ教墓地の整備と保全や、ユダヤ人共同体の記録資料のアーカイブ化に精力的に取り組んでいる。リヴィウ



図 29

ではさらに、両大戦間期のユダヤ美術館跡地など、戦前のユダヤ系、ポーランド文化の拠点は一部の専門家に知られるだけで、忘却されつつある。建物の経年劣化が進み、戦前、戦中の記憶を保持する人が減少するなか、技術のみならず修復保存の概念の検討も含めて、領域を越えた専門家の国際的な協力や議論が必要な状態が続いている。

5. 彫刻家ピンゼルと中欧バロック

ソ連時代に荒れ果てた一帯の宗教施設も、ウクライナ独立以降、ようやく注目されるようになった。オーストリアによる分割に先立ち、一帯がポーランド・リトアニア共和国領だった 1750 年代に、リヴィウ周辺で活動した彫刻家ヨハン・ゲオルク・ピンゼルとその一派が注目されている。ポーランド語ではヤン・イエジ・ピンゼルとして知られ、リヴィウの東南 150 キロメートルほどにあるブチャチを拠点に、その周辺の村やリヴィウ近郊のローマ・カトリック教会、合同教会の祭壇や彫像を手がけた。

ピンゼルは詳しい伝記的事項が不明の謎の彫刻家として知られる。生年や生地、美術の訓練を受けた場所を明示する資料は今のところ見つかっていない¹⁰。ポーランドの研究者ヤン・K・オストロフスキは、5 年ほどの誤差を想定しつつも、生年を 1720 年頃、姓からドイツ系の出自と推測する¹¹。1750 年頃にポーランドに到着してブチャチに居を構え、結婚し、

¹⁰ ピンゼルについて日本語では次を参照。ボリス・ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」加藤有子訳、ボリス・ヴォズニツキ編『ピンゼル』(未知谷、2011)、108-118 頁。

¹¹ 2012 年にパリのルーヴル美術館で開催されたピンゼル展の図録も 1720 年生まれという説を採用している。オストロフスキによれば、ピンゼルが公的記録に初めて登場するのは 1751 年 5 月 13 日付のラテン語で書かれた婚姻記録である。口語を書きとめるが多かった当時の資料では、記録上の名前の表記にも揺らぎがある (Pinzel, Pilse, Pinzel, Pilze 等々)。Jan K. Ostrowski, "Jan Jerzy Pinsel: Zamiast biografii," in Jan Ostrowski ed., *Sztuka Kresów wschodnich, t. 2, Materiały sesji naukowej, Kraków, maj 1995* (Kraków: Next, 1996), pp. 362-364; Jan K. Ostrowski, "A great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe. Johann Georg Pinsel and

同地を含む一帯の領主であるポーランド・リトアニア共和国の大貴族（マグナート）、ミコワイ・バジリ・ポトツキの宮廷彫刻家となる。没年と推測される 1761 年末までおよそ 10 年間にわたり¹²、同じくポトツキに仕えたドイツ出身の建築家ベルナルト・メレティンと組んで、教会の内部空間と結びついたバロック的祭壇を作った。

リヴィウのバロック彫刻の受容あるいは評価は、20 世紀初頭まで遅れた。オストロフスキによれば、プラハでは 18 世紀には既に、同地のバロック彫刻家マティアーシュ・ベルナルト・ブラウンとフェルディナント・マクシミリアン・ブロコフをめぐる伝記が刊行されていた。それに対し、ピンゼル、そして同時期に現在のポーランド・ウクライナ国境地帯で活動した彫刻家セバスティアン・フェシンガー、アントニ・オシンスキらに関する研究は、一帯がオーストリア領から再びポーランド領になった両大戦間期まで待たねばならなかった¹³。なかでもマンコフスキが 1937 年に刊行したモノグラフィには、現在は破壊されて原型をとどめない教会内部の当時の写真が多数収められ、貴重な資料となっている¹⁴。

両大戦間期に完全なかたちに残っていたピンゼルの祭壇彫刻は、ホロデンカ、ホドヴィツァ、モナスティリシカ（すべて現ウクライナ）のものである。それ以前に既に、教会の世俗化や火災、第一次世界大戦で、少なからぬ数の作品が失われていた¹⁵。さらに一帯は第二次世界大戦中にソ連、ナチス・ドイツの占領下に置かれ、戦後はソ連ウクライナ領に入った。ソ連時代、ポーランド的要素やウクライナ的要素は排除され、それらを代表するものとみなされたローマ・カトリック教会や合同教会は閉鎖され、倉庫に転用されるなどして内部は破壊され、荒廃した¹⁶。

現在あるピンゼルの彫像を救ったのが、リヴィウ美術館（当時はリヴィウ絵画館）の前館長ボリス・ヴォズニツキ（1926-2012）である。第二次世界大戦後、ソ連ウクライナ領となったリヴィウ周辺地域で、残されたピンゼルの作品を救出し、保管し、修復し、今日の評価の基礎を築いた。レニングラードで美術の学位をとり、1944 年に赤軍に従軍したその経歴ゆえに当局のマークが甘かった。それを利用してリヴィウ周辺地域に残された教会の彫像をトラックで集め、勤務先の美術館に保管し、修復したという¹⁷。現存するピンゼルの作品は今日、リヴィウ美術館の所有となり、同館管轄のリヴィウ市内中心部にある教会を使って公開されている。

ポーランドが体制転換し、ウクライナが独立する 1990 年前後から、ポーランドとウクライナを中心にピンゼルに関する論考や記事が再び発表されるようになり、再評価が始まった。1987 年に初めてのピンゼル展がウクライナで開かれ、1990 年までにモスクワ、プラハ、ワルシャワが続いた。再評価の一つの頂点が、2012 年 11 月から翌 2 月にかけてパリのルーヴル美術館の一室を使って行われたピンゼル展である。ピンゼルの作品は 18 世紀ウクライナ地域のバロック彫刻として紹介され、図録も刊行された。その後、2016 年にはウィーンのパロック建築のヴェルヴェデーレ冬宮で展覧会が開かれた。日本では、片山ふえがウクライナ紀行のなかで言及し¹⁸、2011 年にはテレビ番組で特集が生まれ、同年すでに、ヴォズニツキ監修のピンゼルの作品のアルバムが刊行されている。

近年のピンゼルの再評価には二つの文脈をみることができる。第一に、ポーランドの体

the High Altar of the Church at Hodowica,” *Artibus et Historiae* 21 (42) (2000), p. 197; *Johann Georg Pinsel: un sculpteur baroque en Ukraine au XVIIIe siècle* (Gand: Editions Snoeck; Paris: Musée du Louvre, 2012), p. 25.

¹² Ostrowski, “A great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe,” p. 198.

¹³ Ostrowski, “Jan Jerzy Pinsel,” p. 362. これまでの研究の概略は次を参照。ボリス・ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」、114-115 頁。

¹⁴ Tadeusz Mańkowski, *Lwowska rzeźba rokokowa* (Lwów: Nakładem Towarzystwa Miłośników Przeszłości Lwowa, 1937).

¹⁵ Ostrowski, “A great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe,” p. 198.

¹⁶ “Le sauvetage de œuvres de Pinsel: Entretien de Boris Voznitsky (1926-2012), directeur de la Galerie nationale des beaux-Arts de Lviv, avec Jan K. Ostrowski,” in *Johann Georg Pinsel: un sculpteur baroque en Ukraine au XVIIIe siècle* (Gand: Editions Snoeck, Paris: Musée du Louvre, 2012), p. 52.

¹⁷ “Le sauvetage de œuvres de Pinsel,” p. 53.

¹⁸ 片山ふえ『オリガと巨匠たち——私のウクライナ紀行』（未知谷、2010）。

体制転換とソ連崩壊、ウクライナ独立である。ソ連時代に宗教は否定され、教会彫刻は大きなダメージを受けた。体制転換を経て価値観は一変し、保存と公的評価が可能になった。第二に、体制転換以降に進む、中東欧の文化地図の再考である。中欧バロックをより広く捉えなおす方向性が共有され、その一つの手がかりとして、東の辺境のピンゼルの注目され始めている。クラクフの研究者オストロフスキは、言語的共通性、宗教的共通性、さらに教会や貴族がパトロンとなっていたことなどから、南ドイツ、スイスのドイツ語圏のカトリック州や、オーストリア、チェコ、シレジアに連なる射程でピンゼルとその一派の活動をとらえることを主張している¹⁹。2012年の展覧会を担当したルーヴル美術館の学芸員シェルフも、ピンゼルを中欧バロック彫刻という枠組みで捉えることを提唱する²⁰。シェルフの指摘の通り、18世紀のリヴィウ帯はカトリックの辺境である。ワルシャワ、クラクフ、ルブリンのようなポーランドの都市からも、中欧バロックの中心地であるウィーン、プラハ、ミュンヘンからも遠かった。さらに南にはオスマン帝国のイスラム教、東は正教と接する。ピンゼルを中心とするリヴィウ周辺地域の教会彫刻は、中欧のバロック地図の再考、さらに言えばその東側への伸張を考える手がかりになる²¹。

6. ピンゼルの作品と美術史上の位置づけ

1930年代のポーランドの研究者たちは、ピンゼルと弟子たち、そしてその作品を「ルヴフ・ロココ派」(*Iwowska szkoła rokokowa*)、「ルヴフ・ロココ彫刻」(*Iwowska rzeźba rokokowa*)と呼んでいる。これらの論考では、南ドイツ・ロココ彫刻、すなわちピンゼルの制作時期より少し早い1730年代から南ドイツの教会に作られた木造の祭壇彫像群をピンゼルのルーツとし、その代表的彫刻家ヨハン・バプティスト・シュトラウブやその弟子イグナツ・ギェンターとの類似や影響を指摘している²²。

一方、現代の研究者オストロフスキは、ダイナミズム、表現性、宗教的パトスゆえにピンゼルの作品はロココよりもバロック後期に位置づけられるべきことを主張する²³。オストロフスキによれば、ロココの優美さを備えるのは、1760年代から1780年代にリヴィウで活動したピンゼルより若い弟子世代である。

ピンゼルやその弟子たちの活動をどのように呼ぶか、呼称の問題は様式よりも、地域的限定をどのように呼称に反映させるかという点で困難にぶつかる。この問題は、この地域の文化的複層性を反映している。近年のピンゼルの再発見と再考の動きは現地のウクライナに始まっており、その影響もあってか、ルーヴルの展覧会をはじめ、ピンゼルら18世紀リヴィウ周辺の彫刻家の活動は今日「ウクライナ・バロック」と呼ばれることが多い。しかし、一般に「ウクライナ」は当該地域の東も含み、範囲が広すぎる。「ガリツィア」という通称を使う可能性もあるが、ガリツィアはピンゼルらの活動のあと、オーストリア時代の行政地区名である。両大戦間期の研究者に倣って、国や民族名称ではない都市名「リヴィウ」を使うのも良いように筆者は思う。いずれ、「ウクライナ・バロック」という呼称は、戦前の文化遺産を国境、住民構成の変動した今日、何によって代表させるか、言わば文化の「所有」をめぐる問題を含むことに意識的である必要があるだろう。

ピンゼルの手がけた教会彫刻のうち、現在、祭壇の彫像が完全なセットとして残ってい

¹⁹ Ostrowski, “Jan Jerzy Pinsel,” p. 362.

²⁰ Guilhem Scherf, “Johann Georg Pinsel: un sculpteur baroque en Europe,” in *Johann Georg Pinsel: un sculpteur baroque en Ukraine au XVIII^e siècle* (Gand: Editions Snoeck; Paris: Musée du Louvre, 2012), pp. 74-85.

²¹ 石川達夫によれば、プラハのバロックも体制転換後に再考が始まっているという。石川達夫『プラハのバロック——受難と復活のドラマ』(みすず書房、2015)、viii-ix頁。

²² ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」114-115頁。南ドイツ・ロココ彫刻については次に簡潔な説明がある。高橋巖「ドイツ・オーストリアの美術」『大系世界の美術 11巻ロココ美術』(学研、1973 [2刷])、236頁。

²³ Ostrowski, “A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe,” p. 214.



図 30

るのは、リヴィウ近郊のホドヴィツァにあるローマ・カトリック教会の主祭壇である。1758 年頃に制作された。1937 年のマンコフスキの本に、教会の中の祭壇の様子を見ることができる（図 30）。リヴィウの大司教シュチェパン・ミクルスキの寄進による教会で、メレティンが建築を担当し、ピンゼルが彫刻を作り、アレクサンデル・ロリンスキが多色壁画を担当した。教会は今も残っているものの、既に廃墟と化している。

この主祭壇の彫像をオストロフスキの研究に基づいてみていきたい。磔刑像を中心に構成されたキリストの受難の場面である。祭壇の中央最上部に設置されたキリストの磔刑像に向かってピラミッド型に左右に彫像が配置されている。この主祭壇の背後はイタリアの建築家ジュゼッペ・ガッリ・ビビエーナのデザインをモデルにしているとオストロフスキは考える。そこには今でも、円柱などの建築要素をそっくり描いたフレスコの名残があり、イリュージョンの効果が取り入れられてい

たことがわかる²⁴。窓から入り込む光が祭壇彫刻に与える効果を計算に入れるなど、イタリア・バロックの巨匠であるベルニーニの作品を知っていたようだ。ベルニーニは、ピンゼルの祭壇彫刻を論じる研究でしばしば引き合いに出される。

バロックは宗教改革に対抗するカトリック教会側からの対抗宗教改革を背景にする。美術や教会建築は、広く民衆の共感を集め、彼らを信仰に帰依させることを目的とした。教会は内部に入った信者が参加者として組み込まれるような劇場空間として構想される。彫像は内的な感情を動作や表情によって視覚化し、光も計算に入れた劇的な動作や緊張感、その過剰さを特徴とした。ピンゼルの祭壇にもこの特徴が当てはまる。ヴォズニツキはピンゼルの祭壇用彫像について、次のように述べる。「彼の作る祭壇の彫像はどれもみな、瞑想する信者の共感を集めるよう、感情的緊張に満ちた一つの物語に収斂するよう作られている。[.....] 彫像の身振りが列席者全員の靈感をまとめ、一つの結節点につながり合わせ、それを通して彼らを神と結びつける一つのシステムとして、壇上で「上演」されている。」²⁵

中心となる磔刑像（図 31）の下に位置する二体の天使は、オストロフスキによれば、ピンゼルの弟子のマチェイ・ポレヨフスキの作である²⁶。その下には向かって左手に《聖母マリア》（図 32）、右手に《聖ヨハネ》（図 33）の像が置かれた。

その下段に左右に位置する《イサクの犠牲》（図 34）と《獅子の口を引き裂くサムソン》

²⁴ Ostrowski, “A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe,” pp. 199-201. 現在の教会の様子は、ルーヴル美術館のピンゼル展の紹介動画にみることができる。<https://www.youtube.com/watch?v=qOIYWrRQjIQ> (2016年8月21日アクセス)

²⁵ ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」114頁。

²⁶ Ostrowski, “A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe,” p. 206.



图 3 1



图 3 2



图 3 3



图 3 4

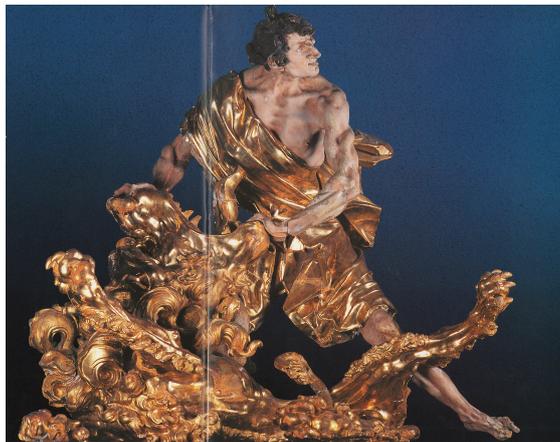


图 3 5

(図 35) は、どちらも裸体を隠すため、石膏で固めた布であとから覆われ、金色に塗られている。これは影響関係が指摘されている南ドイツ・ロココ彫刻のイグナツ・ギュンターも使った技法といい²⁷、連続性が伺える。

ピンゼルの聖人の選択にも中欧バロック彫刻の特徴が読み取れる。死後、聖人に列せられたボヘミアの司祭ネポムツキーの彫像をピンゼルはブチャチとリヴィウに作っている。ネポムツキー像はチェコのバロック期に対抗宗教改革を進めるために積極的に利用され、そこからドイツなどに伝播した²⁸。ピンゼルの主題の選択には、このプラハ発のネポムツキー伝説の西ウクライナ地域までの広がりを確認することができる。

このほか、オストロフスキはピンゼルの彫像の指や足が長く歪み、人体の造形に解剖学的な正確さが欠けるときのことを指摘する。技術は工房で学んだものの、アカデミーでルネサンスやバロックの規範を学んでいないことの現れであり、中央ヨーロッパの他の地域にも見られるという²⁹。シェルフは、カールした髪、太い眉、立派なまつげ、自在に曲がる長い手足の指にもピンゼルの特徴を見ている³⁰。このほか、彫像の衣装の襞も特徴的だ。「たっぷりした衣は身体の周りを波打ち、中断しては畳み込まれ、さまざまな方向に鋭く飛び跳ね、いくつかの点で基本の塊からほどけて舞い上がる。衣の襞は情熱的に削られた広い平面として表現される。その平面は結晶のように角がとがり、隆起するうねり、彫りによってできた窪みで強調される」³¹とヴォズニツキは描写する。

ヴォズニツキやゲンバロヴィチなどウクライナの研究者は、南ドイツ、プラハ等、西方のカトリック圏の美術の影響に収まりきれないピンゼルの特徴を、ビザンチン美術の影響を受けた土地固有の文化的背景から読み解く。ヴォズニツキはピンゼルに西のバロック美術と東のビザンチン美術の融合をみており、装飾的な衣服の襞にも古代のモザイクやフレスコの影響をみる³²。

土地柄、ピンゼルは合同教会の仕事も手がけた。ピンゼルのパトロンであるポトツキは、合同教会勢力の支持も得ようとして、その聖堂建築にも資金を供したと伝えられる。リヴィウの合同教会の聖ユーラ大聖堂(図 36)はメレティンの建築であり、正面の尖塔にはピンゼルが手がけた、竜を退治する聖ユーラ(聖ゲオルギウス)の彫像がある。入口両脇の聖レオ像、聖アタナシウス像もピンゼルの作品である。西ウクライナ地域の宗教的複数性をピンゼルの活動は反映している。

オストロフスキも指摘するように、ピンゼルという現象はバロックがこれまで考えられてきたよりも北東に伝播していたことを示す。南ドイツ、オーストリア、チェコ、シレジアとウクライナ西部の文化的連続性ととともに、カトリックから正教圏への移行領域が浮かび上がる。



図 3 6

²⁷ Ostrowski, "A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe," p. 215.

²⁸ ネポムツキーとそのバロック期の受容については、次を参照。石川『プラハのバロック』、163-170 頁。

²⁹ Ostrowski, "A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe," p. 203.

³⁰ Scherf, "Johann Georg Pinsel," p. 48.

³¹ ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」113-114 頁。

³² ヴォズニツキ「名匠ピンゼルという現象」117 頁。

7. 《イサクの犠牲》再考

ポーランドや日本で刊行されたヴォズニツキ監修のピンゼルの作品アルバムは、個々の彫像が全体の祭壇の構成とは独立したかたちで、単体で掲載されていた。2012年11月にルーヴル美術館で開催されたピンゼル展およびその図録は、両大戦間期の写真資料を参照しつつ、実際の教会の祭壇を再現すべくピンゼルの作品を配置した点が特徴的だ。また、リヴィウ美術館の提供する写真は背景を暗色にして陰影を強め、バロック的印象を強める意図が感じられる。一方、ルーヴル美術館の図録では陰影が弱められ、より自然に近い状態で撮影されている。2016年のウィーンの展示では、ピンゼルの作品はバロック宮殿の室内に置かれ、これまでの宗教性や美術館の無機質さから離れ、装飾的要素が相乗的に強まって見えた。

教会建築という礼拝的な場所から切り離され、各地でそれぞれの文脈で意味を付与され、展示される彫像は、ベンヤミンの議論を想起させもする。それはさておき、ここではホドヴィツァの主祭壇に飾られた《イサクの犠牲》を構成するアブラハムとイサクの彫像の位置を、当時の写真資料に照らして再考したい。この二体は独立しており、配置によって、生み出す物語が微妙に変化する。

イサクの犠牲は、旧約聖書の創世記に登場する物語である。神はアブラハムにその子イサクを燔祭に捧げるよう命じた。アブラハムは神の言葉に従ってイサクを犠牲にしようとし、神はアブラハムの絶対的信仰と忠誠を認めて契約を結ぶ。アブラハムが刀を振り上げると、神の使いが現れてそれを止め、イサクは救われる。ピンゼルの《イサクの犠牲》は、イサクが膝まずき、その首を落とそうとアブラハムが刀を振り上げる場面を捉える。ポーランドと日本で刊行されたヴォズニツキ監修のアルバム、そしてルーヴルの展示およびその図録、さらにウィーンの展示では、二体、すなわち父アブラハムと息子イサクは膝をほぼ同じ方向に向けて横一列に配置され、二体の視線がぶつかりあう。視線が対峙し、視線のうえでは対等な関係性が作られている（図34）。



図 3 7



図 3 8

一方、1937年にポーランドの研究者マンコフスキが書いたモノグラフィに掲載された同じ彫像の写真では、この配置が異なっているように見える（図37、38）³³。撮影者の位置が異なるためにわかりにくいですが、二体の膝の向きやイサクの台座の角度に注目しながら照合すると、マンコフスキの本の写真では、イサクは背中と首筋を父アブラハムに向け、頭だけを父に向ける。視線が継続的に対峙する位置関係ではなく、イサクが背を向けた姿勢のまま、頭だけアブラハムに振り向けた場面を瞬間的に捉える。

現在の配置では、神の絶対的意志により、殺す／殺される立場に分かれた二者の視線の対峙に焦点が置かれる。それは人間中心的な観察に基づくドラマ、父子の相克の物語であり、現代的な解釈に基づく配置と言える。オリジナルの旧約聖書の含む、親子の愛にも絶対的に優越する神との関係という物語が世俗化されてしまう。さらに現在の配置は原物語の時間的流れに対しても、場面を特定しきれない。刀を上げたところで視線を受けてためらい、刀を下ろしたのか、それとも刀を上げようとして、視線を受けて止まっているのか、幾つかの解釈の選択肢が生まれる。それに対してオリジナルの配置は、時間的にも物語的にも、より焦点が絞られる。背を向け、観念しながらもふと視線を後ろに向けて視線が合ってしまった瞬間に焦点がぴたりと合い、緊張感がより高まる。その点でバロック的精神にもより近い。このオリジナルの配置によって、ピンゼルの場面の切り取り方の妙もより一層鮮やかに立ち現れるのではないか。原型の配置への目配りが必要であると考えられる。

8. おわりに

ポーランド・ウクライナ国境地帯の多文化的状況の再発見と保存、記憶の作業が進む。文化財保護や法的見地からも興味深い対象でありながら、言語的な壁もあって研究が追いつかないうちに、さらに管轄する行政の対応も追いつかないうちに、その時々での現場の判断で現実が刻々と変化している。現在の帰属国と作品や作家、所有者のルーツが一致しないものをどのように保存し、記憶していくか。この問題は、この一帯、そして帰属や住民構成の変遷を経験した中東欧地域に共通のものである。領域、地域を越えた研究協力によって見えてくるものも多そうだ。

この地域では、ピンゼルのようにこれまでの文化地図の再考を促すような活動も発見されている。その活動は、リヴィウ周辺地域を西か東かどちらかに回収することなく捉えるための、一つの重要な鍵になるだろう。大きな歴史からはこぼれがちな境界地帯に目配りをすることによって、線引きによる明確な二分ではなく、変容のグラデーションと重なりを、より精緻に捉えることができるはずだ。

【参考文献】

- Betlej, Andrzej. “Rzeźby Jana Jerzego Pinsla i jego kręgu z kościoła parafialnego w Budzanowie.” *Biuletyn Historii Sztuki* R.LVII, 3-4 (1995): 343-352.
- Gębarowicz, Mieczysław. “Prolegomena do dziejów lwowskiej rzeźby rokokowej.” *Artium Quaestiones* 3 (1986): 5-46.
- Johann Georg Pinsel: *un sculpteur baroque en Ukraine au XVIIIe siècle*. Gand: Editions Snoeck; Paris: Musée du Louvre, 2012.
- Krasny, Piotr and Ostrowski, Jan K. “Wiadomości biograficzne na temat Jana Jerzego Pinsla.” *Biuletyn Historii Sztuki* R.LVII, 3-4 (1995): 339-342.
- Mańkowski, Tadeusz. *Lwowska rzeźba rokokowa*. Lwów: Nakładem Towarzystwa Miłośników Przeszłości Lwowa, 1937.
- Ostrowski, Jan K. “A Great Baroque Master on the Outskirts of Latin Europe. Johann Georg Pinsel and the High Altar of the Church at Hodopwica.” *Artibus et Historiae* 21 (42) (2000): 197-216. <http://www.jstor.org/stable/1483629>.

³³ Tadeusz Mańkowski, *Lwowska rzeźba rokokowa* (Lwów: Nakładem Towarzystwa Miłośników Przeszłości Lwowa, 1937), pp. 50-51.

———. “Jan Jerzy Pinsel: Zamiast biografii.” In *Sztuka Kresów wschodnich, t. 2, Materiały sesji naukowej, Kraków, maj 1995*, 361-373. Edited by Jan Ostrowski. Kraków: Next, 1996.

———. “Kościół parafialny p.w. Św. Wszystkich Świętych w Hodowicy.” In *Kościół i klasztory rzymskokatolickie dawnego województwa ruskiego, t. 1*, 29-37. Edited by Kazimierz Kuczman, Dariusz Nowacki, Jan K. Ostrowski, Paweł Pencakowski. Kraków: Wydawnictwo i Drukarnia “Secesja,” 1993.

Woźnicki, Borys. *Jan Jerzy Pinsel*. Olszanica: Bosz, 2007.

石川達夫『プラハのバロック——受難と復活のドラマ』みすず書房、2015年。

ボリス・ヴォズニツキ編『ピンゼル』未知谷、2011年。

片山ふえ『オリガと巨匠たち——私のウクライナ紀行』未知谷、2010年。

加藤有子『ブルーノ・シュルツ——目から手へ』水声社、2012年。

高橋巖「ドイツ・オーストリアの美術」『大系世界の美術 11 巻ロココ美術』学研、1973年〔2刷〕。

アルフレート・デーブリーエン『ポーランド旅行』岸本雅之訳、鳥影社、2007年。〔Alfred Döblin, *Reise in Polen*. München: Deutscher Taschenbuch Verlag, 2000.〕

福嶋千穂『ブレスト教会合同』群像社、2015年。

若桑みどり、座右宝刊行会編『世界彫刻美術全集バロック 10』小学館、1975年。

【図版出典】

図 1～20, 22～28, 35 筆者撮影（図 21 撮影者不明）

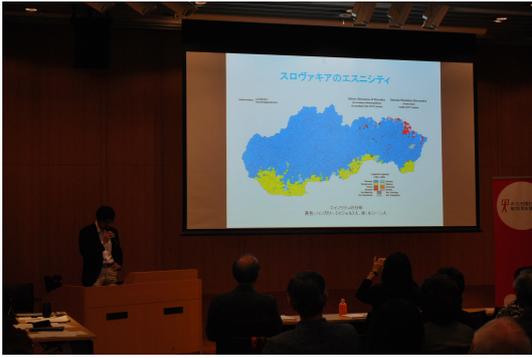
図 29, 36, 37 Mańkowski, Tadeusz. *Lwowska rzeźba rokokowa*. Lwów: Nakładem Towarzystwa Miłośników Przeszłości Lwowa, 1937. F. Haczewski 撮影。

図 30, 31, 32 ボリス・ヴォズニツキ編『ピンゼル』未知谷、2011年。Illia Levin 撮影。

図 33, 34 Woźnicki, Borys. *Jan Jerzy Pinsel*. Olszanica: Bosz, 2007. Jerzy Łapiński 撮影。

2015年度会議写真







執筆者紹介（執筆順）

白石 和子（しらいし かずこ）

女性・人権人道兼北極担当特命全権大使。

上智大学外国語学部ロシア語学科卒、1974年外務省入省後、ウッジ大学、ワルシャワ大学へ留学。1997年から2001年及び2007年から2011年ポーランド大使館勤務。2012年から2015年までリトアニア大使。現在、女性・人権人道兼北極大使。

井出 匠（いで たくみ）

早稲田大学文学部助手。

2005年早稲田大学文学研究科修士課程修了、2014年コメニウス大学（スロヴァキア共和国・ブラチスラヴァ）大学院博士課程修了、2009～2011年日本学術振興会特別研究員（DC）、2012～2014年外務省在スロヴァキア大使館・専門調査員、2014年～現在、早稲田大学文学部助手。

越野 剛（こしの ごう）

北海道大学スラブ研究センター准教授。

北海道大学大学院文学研究科博士課程単位取得退学。2001～2003年在ベラルーシ日本大使館専門調査員。2005～2008年日本学術振興会特別研究員（PD）、テーマは「チェルノブイリ原発事故とベラルーシ・ロシア・ウクライナにおける原子力の表象の歴史」。2009年より北海道大学スラブ研究センター特任研究員、同助教、2013年より同准教授。

加藤 有子（かとう ありこ）

名古屋外国語大学准教授

東京大学文学部美学芸術学専修課程卒業、同大大学院総合文化研究科超域文化科学専攻表象文化論コース修了。博士（学術）。2000～01年、2004～06年ワルシャワ大学留学、2006～08年ヤギェロン大学留学。日本学術振興会特別研究員PD、東京大学文学部助教を経て現職。ポーランド文学・文化、表象文化論。研究テーマは、両大戦間期ポーランド文学（ブルーノ・シュルツ、ブルーノ・ヤシェンスキ、未来派、デボラ・フォーゲルなど）、ガリツィアのモダニズム、旧ガリツィアにおけるユダヤ文化遺産とその言説、ポーランドにおけるホロコースト表象の系譜のジャンル横断的研究。主著に『ブルーノ・シュルツ―目から手へ』（水声社、2012年）、『ブルーノ・シュルツの世界』（編・共著、成文社、2013年）、『ユーラシア世界 2 ディアスポラ論』（共著、東京大学出版会、2012年）、(Un) Masking Bruno Schulz (共著、NY&Amsterdam, 2009)。翻訳にボリス・ヴォズニツキ『ピンゼル』（未知谷、2011年）、ゾフィア・ナウコフスカ『メダリオン』（松籟社、近刊）など。

「フォーラム・ポーランド」設立趣意書

21世紀に入り、EU加盟をはたしたポーランドと日本との間では、学術、文化、芸術、経済など、あらゆる分野において交流はこれまで以上に広がり、かつ深まりつつあるように思われます。こうした交流の進展に伴い、ポーランドに関する、分野を越えた情報交換やより学際的な研究の必要性が感じられるようになってきました。現在そうした場やネットワークは十分に整っていません。ポーランド側としても、そうした環境がないために私たちに適切な形で情報を伝達することに困難を感じています。

フォーラム・ポーランドは、ポーランド大使館の協力と支援を受けて、こうしたネットワークを構築し、交流の場を築くために設立するものです。具体的には、

(1) 年に一回シンポジウムを開催し、各分野における研究の成果や動向に関する情報を交換し、交流をはかるとともに、若手研究者や若手藝術家を支援・育成するための場とする

(2) メーリングリストおよびホームページを整備して、日本におけるポーランド関係の情報や出版、会合、その他の催しに関する情報を交換すると同時に、ポーランドや他の地域で催されるポーランド関連の学会や国際会議などの催事について案内する

(3) シンポジウムの記録を始め、有益な情報や記事・論文を掲載するオンライン・ジャーナルを発行する

——といった活動を行います。

フォーラム・ポーランドは、理事会等の代表組織を置かず、緩やかなネットワークとし、会費を取らず、参加はメーリングリスト (POLISH STUDIES NETWORK: PSN) への任意の登録または登録解除をもって行います。ただし、将来的にはホームページとメーリングリストの維持・管理および様々な事務的作業を行う事務局、オンライン・ジャーナルの発行を行う編集部を設置したいと考えております。

日本とポーランドとの広い分野における相互交流を深め、学際的な活動を活性化し、分野横断的な人的交流と人材育成を推進するため、多くの方々の積極的な参加を期待いたします。

2005年7月15日

世話人

東京外国語大学 関口時正
岡山大学 田口雅弘

ホームページ： フォーラム・ポーランド <http://www.forumpoland.org>

E-mail: info@forumpoland.org

FORUM “POLAND” / FORUM „POLSKA”

5 lipca 2005

Nazwa projektu: FORUM “POLAND” / FORUM „POLSKA” / フォーラム・ポーランド

Cele:

- 1) Zbudowanie efektywnego systemu przekazu informacji o Polsce i z Polski na terenie Japonii;
- 2) Stwarzanie możliwości spotkań, interdyscyplinarnych dyskusji, wymiany informacji i doświadczeń między ludźmi nauki, kultury i biznesu, zawodowo czy też prywatnie związanymi z Polską, a działającymi w różnych dziedzinach;

Działalność:

- 1) Organizowanie dorocznej konferencji;
- 2) Prowadzenie „news group” w nowo utworzonej na podstawie dotychczasowej listy „Polish Studies Network”, największej w Japonii sieci zamkniętej dot. spraw polskich (ponad 500 abonentów);
- 3) Sporządzenie bazy danych specjalistów, najważniejszych, najaktywniej działających osób w dziedzinach związanych z Polską;
- 3) Prowadzenie własnej strony internetowej „Forum POLAND”;
- 4) Redagowanie i wydawanie własnego pisma internetowego „Forum POLAND”;
- 5) Przekazywanie poprzez powyższe media informacji na temat: konferencji naukowych, kongresów, imprez kulturalnych itp. mających się odbyć w świecie.

Biura:

- 1) Gabinet prof. Masahiro Taguchiego na Uniw. w Okayamie – do spraw: strony internetowej, news group i konferencji;
- 2) Gabinet prof. Tokimasy Sekiguchiego na Uniw. Studiów Międzynarodowych w Tokio – do spraw: redagowania internetowego pisma „Forum POLAND”.

Strona internetowa: „FORUM POLSKA” <http://www.forumpoland.org/>
E-mail: info@forumpoland.org

NPO法人フォーラム・ポーランド組織委員会の概要

名称 特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会
英語表記：The Organizing Committee for FORUM POLAND
ポーランド語表記：Komitet Organizacyjny FORUM POLSKA
設立 2008年（平成20）年1月17日
所在地 東京都大田区山王一丁目36番26号
代表者 関口時正 役員 理事3名 監事1名 委員 10名

目的

この法人は、ポーランドに関心を抱く日本人に対し、同国の文化・歴史・政治・経済・芸術等に関する情報提供を行い、それらテーマに関する各種会議・発表会等の機会を企画・提供すること、また両国の活発な交流を困難にしている一因でもあるポーランド語の普及教育活動および通訳・翻訳者の紹介等を行い、日本とポーランド両国のより広い交流、深い理解に寄与することを目的とする。

この法人は、この目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動

この法人は、上記の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ポーランドに関するあらゆる情報を、インターネットホームページ等を通じて広く発信する事業
- (2) ポーランドに関するテーマを扱った講演会・研究会の企画・運営事業
- (3) 前項にて実施された各種会議の議事録・研究発表・論文等の出版・販売事業
- (4) ポーランドの有識者・芸術家等の招聘事業
- (5) ポーランドの文化・芸術を紹介・発表する各種イベントの企画・運営事業
- (6) ポーランド語教育振興に関する事業
- (7) ポーランド語通訳・翻訳者の育成・登録・派遣事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

KOFP設立の経緯

フォーラム・ポーランドは、2005年、関口時正と田口雅弘が世話人となり、理事会等の代表組織を置かず、会費もとらず、参加はメーリングリスト（POLISH STUDIES NETWORK: PSN）への任意の登録または登録解除をもって行う、年1回の会議開催を中心とする、ポーランドにかかわるあらゆる人々が集うことのできる、緩やかな学際的、異業種交流会的ネットワークとして発足しました。

その後フォーラム・ポーランドは、毎年全国会議を行い、会議録の発刊、ポーランド語（教養）コンテストの開催、各種講演会、ポーランド語能力国家検定のサポート、そしてポータルサイト「ポーランド情報館」の運営などを行ってきました。

2007年、活動の活性化に伴って、組織主体や責任体制を明確にする必要性（ポーランド側から日ポ学術・文化交流の窓口として扱われている）、財務体制を明確にする必要性（寄付を受ける可能性、教育・研修や出版事業を行う可能性など）が出てきました。

そこで、事務局として作業をする運営母体のみを、十数名程度からなる最小限の法人として登録し、従来のネットワークはそのまま維持する体制への移行を検討。2007年秋に特定非営利活動法人(NPO)の申請を行い、2008年1月、内閣府から認証されたものです。なお、理事はすべて無報酬のボランティアとして活動しています。

フォーラム・ポーランド組織委員会メンバー

平成29年10月1日現在

代表 関口時正（東京外国語大学名誉教授）
副代表 田口雅弘（岡山大学大学院社会文化科学研究科教授）
事務局長 平岩理恵（桜美林大学オープンカレッジ講師）
監事 白木太一（大正大学文学部教授）

（50音順）

委員 赤津光一（元日本貿易振興機構(JETRO)ワルシャワ事務所長）
委員 石原伸幸（外務省）
委員 伊藤嘉一（元国際協力機構(JICA)ポーランド事務所長）
委員 今村能（ポーランド国立歌劇場指揮者）
委員 加須屋明子（京都市立芸術大学大学院美術研究科教授）
委員 久山宏一（東京外国語大学非常勤講師）
委員 小早川朗子（桜美林大学芸術文化学群准教授）
委員 杉浦綾（ポーランド広報文化センター事務局）
委員 藤井和夫（関西学院大学経済学部教授）
委員 三井レナータ（ポーランド語通訳・翻訳家）
委員 森田耕司（東京外国語大学大学院総合国際学研究院准教授）
委員 吉岡潤（津田塾大学学芸学部国際関係学科教授）

特定非営利活動法人 フォーラム・ポーランド組織委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会（英語表記：The Organizing Committee for FORUM POLAND、ポーランド語表記：Komitet Organizacyjny FORUM POLSKA）という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所東京都大田区山王一丁目36番26号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ポーランドに関心を抱く日本人に対し、同国の文化・歴史・政治・経済・芸術等に関する情報提供を行い、それらテーマに関する各種会議・発表会等の機会を企画・提供すること、また両国の活発な交流を困難にしている一因でもあるポーランド語の普及教育活動および通訳・翻訳者の紹介等を行い、日本とポーランド両国のより広い交流、深い理解に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ポーランドに関するあらゆる情報を、インターネットホームページ等を通じて広く発信する事業
- (2) ポーランドに関するテーマを扱った講演会・研究会の企画・運営事業
- (3) 前項にて実施された各種会議の議事録・研究発表・論文等の出版・販売事業
- (4) ポーランドの有識者・芸術家等の招聘事業
- (5) ポーランドの文化・芸術を紹介・発表する各種イベントの企画・運営事業
- (6) ポーランド語教育振興に関する事業
- (7) ポーランド語通訳・翻訳者の育成・登録・派遣事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して活動の補助及び後援をしようと入会した個人、及び団体等。

(入会)

第7条 会員の入会については、この法人の目的に賛同し、積極的に活動に参加すること以外、特に条件を定めない。
2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の抛出品品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表及び副代表は、理事の互選により定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任、又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第4項の規定に基づき、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (4) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面等により招集の請求があったとき。
- (3) 法第18条第5号の規定に基づき、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表が招集する。

2 代表は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、軽微な時侯として法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1)主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2)資産に関する事項
- (3)公告の方法

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡されるものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ上に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事 代表	関口 時正
理事 副代表	田口 雅弘
理事	平岩 理恵
監事	白木 太一

3 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年10月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2008年8月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員会費	0円
(2) 賛助会員会費	法人 10,000円 (一口以上)
	個人 5,000円 (一口以上)

附 則

1 この定款は、2010年6月2日から施行する。

この定款は、特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会の定款に相違ないことを証します。

特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会 理事 関口 時 正

賛助会員の募集

日頃フォーラム・ポーランドの活動にご理解とご支援をいただき、ありがとうございます。今年度も以下の要領で賛助会員を募集いたします。今後ともご支援賜りたくよろしくお願いたします。

- (1) 会員期間—— 毎年の9月1日～翌年の8月31日
- (2) 賛助会費—— 個人 5,000円 (1口) 法人 10,000円 (1口)
- (3) 特典 (2016/2017年度)

※2016年全国大会《キリスト教ヨーロッパにおけるポーランドの1050年》に無料でご招待。

※KOPFが企画・編集する近刊書、およびKOPFが提供するポーランド関連の図書資料・イベントなどから賛助会費1口につき1点を無料で進呈します。今年度の特典一覧は当案内末尾に掲載しておりますのでご参照ください。いずれも数に限りがあるため先着順となりますこと予めご了承ください。

- (4) お申し込み方法—— 下記事項をメールにてforumpoland2016@gmail.com までご送信いただくと同時に会費のお振込みをお願いいたします。継続の方は年会費のお振込みのみをもって会員資格の自動延長とさせていただきます。ただしご登録内容 (下記の項目のいずれか) に変更がある場合はメールあるいは郵便にてご一報下さい。

1. お名前 (よみがな)
2. 郵便番号とご住所
3. 電話番号
4. ご専門・関心分野・肩書
5. 口数 () 口
6. ご希望の特典
(特典一覧より第3希望までご選択ください)

お振込先:

ゆうちょ銀行

口座番号: 00180-3-466136

加入者名: 特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会

カナ氏名: トクヒ) フォーラムポーランドソシキイインカイ

※他行からのお振込の場合は口座番号が次のとおりとなります

支店番号: 〇一九 (読み: ゼロイチキュー) 口座番号: 当座0466136

特定非営利活動法人フォーラム・ポーランド組織委員会

〒143-0023東京都大田区山王一丁目3番26号

E-mail: info@forumpoland.org

URL: http://www.forumpoland.org/

<2016/17年度フォーラム・ポーランド賛助会員特典一覧>

A: ポーランド声楽曲選集第1巻『ショパン歌曲集』小早川朗子、平岩理恵、寺門祐子編 (ハンナ・定価1,800円+税)

B: ポーランド文学古典叢書第5巻『S・アン＝スキ ディブク/W・ゴンブローヴィチ プルグント公女イヴォナ』西成彦編、赤尾光春、関口時正訳 (定価3,000円+税)

C: ポーランド文学古典叢書第6巻『ヴィトカツィの戯曲四篇』関口時正編訳 (定価3,200円+税)

D: ポーランド史史料叢書3 『戦うポーランド——第二次世界大戦とポーランド』吉岡潤著 (東洋書店 2014年)

E: ポーランド史叢書第1巻 『プレスト教会合同』福嶋千穂著 (群像社 2015年 定価1,500円+税)

F: ポーランド史叢書第2巻 『(新版)一七九一年五月三日憲法』白木太一著 (群像社 2016年 定価1,500円+税)

G: 『ポロニカ——ポーランド文化の現在・過去・未来』'90創刊号, 吉上昭三責任編集 (恒文社1990年 1,800円 (刊行当時の価格))

H: 『ポーランドを知るための60章』渡辺克義編著 (明石書店 2014年)

I: 『タデウシュ・カントル生誕100周年記念事業報告書』上下2巻 (京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA (アクア) 2016年)

J: 『ポーランドの前衛美術』加須屋明子著 創元社 2014年

K: ポーランドのCDレーベルDUX社のディスク各種 (アルファベット+数字でご指定下さい)

1. ショパン「4つのスケルツォ他」Pfケヴィン・ケナー
2. ショパン「4つのバラード他」Pfケヴィン・ケナー
3. ショパン「ピアノ協奏曲・エチュード」Pfジェヴィツキ
4. ショパン「マズルカ全曲集」Pf シェバノヴァ
5. シマノフスキ「ヴァイオリン&ピアノ作品集」Vn P. プワヴネル/Pf W. マリツキ
6. シマノフスキ「スターバト・マーテル」
7. シマノフスキ「マズルカ集 op.50 & 62」Pf アンナ・キヤノフスカ
8. キラル「平和へのミサ Missa Pro Pace」

以下の項目をメールに明記し、右のアドレスまでお申し込み下さい。 info@forumpoland.org
お申し込みいただきましたら、事務局より詳細について折り返しご連絡いたします。よろしくお願いたします。

フォーラム・ポーランド会議録バックナンバー一覧

『フォーラム・ポーランド2005-2006会議録』（2007.4.20刊） 第1～2合併号

「《ヨーロッパへの回帰》をめぐって」

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 今村 能 | 「《ヨーロッパ回帰》のポーランド楽壇」 |
| 兵藤長雄 | 「《ヨーロッパ回帰》の夢と現実」 |
| 加須屋明子 | 「ポーランド現代美術における《ヨーロッパ回帰》」 |
| 小森田秋夫 | 「《ヨーロッパ回帰》のなかの政党システム」 |
| 小山 哲 | 「サルマチア——《ヨーロッパ回帰》と《ヨーロッパ化》のあいだ」 |

「ポルスコシチーポーランド的なるものをめぐって」

- | | |
|------|--|
| 白木太一 | 「近世ポーランドのシュラフタ文化とポルスコシチ」 |
| 関口時正 | 「narodowość, polskość, lechickość—藝術論争史から」 |
| 神崎伸夫 | 「ポーランドの自然保護に見るポルスコシチ」 |
| 久山宏一 | 「詩聖たちとポルスコシチ」 |
| 楠原祥子 | 「演奏家の見たポルスコシチ——器楽曲になった舞曲としてのマズルカ」 |

『フォーラム・ポーランド2007年会議録』（2007.12.20刊） 第3号

「ワルシャワをめぐって」

- | | |
|------|---|
| 松平 朗 | 「《ワルシャワの秋》をふりかえって」 |
| 渡辺克義 | 「映画に見るワルシャワ —ケシロフスキ監督作品を中心に」 |
| 柴 理子 | 「日ポ交流史の中のワルシャワ」 |
| 渡辺和男 | 「チューリッヒ、ロンドン、ワルシャワに駐在して」 |
| 安井教浩 | 「両大戦間期ワルシャワの政治文化 —ユダヤ人との共生と反ユダヤ的風潮のはざままで」 |
- 「ワルシャワという町」 工藤幸雄氏に聞く（インタビュー）

『フォーラム・ポーランド2008年会議録』（2009.9.15刊） 第4号

「ポーランドのカトリック」

- | | |
|------|------------------------------------|
| 家本博一 | 「ポーランドにおけるローマ・カトリック教会と教皇ヨハネ・パウロ2世」 |
| 山田朋子 | 「分割期ポーランドのカトリック教会と聖職者」 |
| 塚原琢哉 | 「聖地と巡礼」 |

黄木千寿子 「ポーランド現代音楽とカトリシズム」
加藤久子 「社会主義期ポーランドのカトリック教会」
パネル・ディスカッション——小森田秋夫、家本博一、加藤久子

『フォーラム・ポーランド2009年会議録』（2010.10.1刊） 第5号

「ショパン」

ヨランタ・ペンカチュ 「国民作曲家としてのショパン——ある私物化の物語」
平野啓一郎 「《近代小説》の主人公としてのショパン」
加藤一郎 「楽譜に刻まれたショパンの音楽世界——前奏曲作品28 を中心に」
河合優子 「ショパンの本質へ——ナショナル・エディションの必然性」
武田幸子 「ショパンの手稿譜について」
パネル・ディスカッション——加藤一郎、河合優子、武田幸子
「ショパンはどこにいるのか？」

『フォーラム・ポーランド2010年度会議録』（2011.9.20刊） 第6号

「《連帯》運動とその遺産」

武井摩利 「『連帯』運動概史と日本における支援活動 ポーランド資料センターを中心に」
伊東孝之 「第三の民主化の波におけるポーランド『連帯』運動」
梅田芳穂 「日本の『連帯』」
山崎博康氏 「『連帯』 未完の革命」
パネル・ディスカッション：——伊東孝之、梅田芳穂、山崎博康

『フォーラム・ポーランド2011年度会議録』（2012.5.25刊） 第7号

「《ポーランドとその隣人たち》 シリーズ第一回」

吉岡 潤 「20世紀ポーランドの国境線と隣人たち」
井上暁子 「ドイツ／ポーランドの狭間で——20世紀越境文学の知られざる風景」
森田耕司 「チェスワフ・ミウオシュの作品におけるポーランド語の地域的特徴——小説『イッサの谷間』を題材に」
福嶋千穂 「正教の《西方》、カトリックの《東方》——合同教会をめぐる諸問題」

『フォーラム・ポーランド2012年度会議録』（2013.12.20刊） 第8号

「ポロネーズをめぐるって」

- 黒坂俊昭 「ルネサンス期・バロック期におけるポーランド音楽の西欧音楽への影響」
- 平岩理恵 「ポーランドにおけるポロネーズの歴史と変容」
- 西田諭子 「ポロネーズからファンタジーへ——ショパンのポロネーズの調整に関する考察」
- 小早川朗子 「19, 20世紀の器楽曲としてのポロネーズ——ピアノ作品を中心として」

『フォーラム・ポーランド2013年度会議録』(2014.6.20刊) 第9号

「変貌する世界地図とポーランド——その今日・明日」

ツィリル・コザチェフスキ

「外交から見たおけるポーランドの世界及びEUにおける位置の変化」

蓮見 雄 「エネルギー問題から見たロシア・欧州関係とポーランドの選択」

資料(1) 蓮見雄氏講演スライド

大石恭弘 「ポーランドの事業環境の魅力と課題」

資料(2) 大石恭弘氏講演資料

「在ポーランド日本商工会会員企業へのポーランド事業環境の評価及び経済特別区に関するアンケート調査報告書」「19, 20世紀の器楽曲としてのポロネーズ——ピアノ作品を中心として」

『フォーラム・ポーランド2014年度会議録』(2015.5.25刊) 第10号

「アンジェイ・ワイダ」

佐藤 忠男 「アンジェイ・ワイダの映画」

本木 克英 「ワイダに教わる映画の作り方」

大竹 洋子 「こんにちは、ワイダさん——『大理石の男』からManggha創立20周年まで」

千葉 茂樹 「TV『ナスターシャ・夢の舞台』(1989)」

星埜 恵子 「ワイダが描く 映画・舞台美術」

パネル・ディスカッション——佐藤忠男、本木克英、大竹洋子、岩波律子
「映画におけるポーランド派」の昨日・今日・明日」

ご注文、ご照会は info@forumpoland.org まで。

監修： フォーラム・ポーランド

編著： 関口時正 田口雅弘 吉岡潤

Publikacja przygotowana przez „FORUM POLSKA”

Redakcja Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Jun Yoshioka

ISSN 2433-4111

2017 © Tokimasa Sekiguchi, Masahiro Taguchi, Jun Yoshioka